

## 第 1 支部会の記録

1 日 時 平成 24 年 2 月 17 日 ( 金 ) 14 時 30 分から

2 場 所 桜台地域集会所 集会室 1 ・ 2

3 参加者 中島 光廣 ( 桜台一丁目町会会長 ・ 第 1 支部支部長 )  
久々宇 章 ( 豊玉第一町会会長 ・ 第 1 支部副支部長 )  
小彼 光男 ( 練馬区町会連合会会計 ・ 羽沢町会会長 )  
田口 弘一 ( 旭丘東町会会長 )  
天野 末次 ( 旭丘一丁目町会会長 )  
天野 文男 ( 練馬区旭丘二丁目町会会長 )  
佐藤 健治 ( 小竹町会会長 )  
篠 園彦 ( 栄町町会会長 )  
篠 弘昭 ( 桜台 2 ・ 3 丁目町会会長 )  
岡村 宏平 ( 桜台親和町会会長 )  
中村 勇 ( 桜台自治会副会長 )  
品田 正一 ( 桜台 4 丁目南町会会長 )

( 敬称略 )

吉田 富次 ( 事務局長 )  
関口 次男 ( 地域振興課地域活動団体支援係長 )  
伊藤 陽子 ( 地域振興課地域活動団体支援係員 )

### 4 会議内容の要約

#### ( 1 ) 町会 ・ 自治会の支援策について

資料 1 に基づき説明。

支援事業の内容 ・ 金額については、昨年度と同様。以下、支援事業について簡単に説明する。

##### 自治活動推進補助事業

町会 ・ 自治会活動に対する財政的な補助。7 月 1 日を基準日とする町会 ・ 自治会名簿記載の世帯数に基づき、基礎割と世帯割の合算額を支給する。

##### 町会 ・ 自治会活動保険事業

町会 ・ 自治会活動に対する保険。保険の内容については、「町会 ・ 自治会活動保険のお知らせ」のとおり。飲酒 ・ スポーツ等一部保険対象とならない場合がある。事故の際には、まず地域振興課へご連絡を。

加入促進用パンフレット ・ ガイドブック冊子等の作成

加入促進用にパンフレット・ガイドブック冊子・デザインバック・町会エリアマップを作成。転入者向けに各区民事務所にて配布。その他、各町会において新しい住宅に対して個別に加入促進を行う場合にも是非活用していただきたい。

#### 掲示板建替等支援事業

町会・自治会所有掲示板の修繕に対する補助。補助率、補助上限等は資料のとおり。

#### 掲示板掲示委託事業

月に2回のポスター掲示に対する町会・自治会への委託料。

#### 町会・自治会会館の建設等に対する補助事業

町会・自治会会館の建設費等に係る経費の補助。補助率、補助上限等は資料のとおり。

#### 町会・自治会ホームページ作成支援事業

区がホームページの本体を立ち上げて、このページ上で、町会・自治会の団体概要や会費等の情報発信の支援を行うもの。現在は約100団体が登録済み。新規・更新する情報があれば随時受け付けている。いただく情報は紙面で結構である。是非連絡を。

また、今後、都市整備公社が行っている「景観まちづくり」ともリンクして、写真なども増やし、魅力的なものにしていきたいと思っている。

#### 自動体外式除細動器(AED)の貸出事業

町会・自治会の行事等で使用を希望する場合に、貸出を行っている。行事の前後1週間程度貸し出すことができる。電話予約可能。

資料の4ページに、これらの支援事業に関するスケジュールを記載している。ご確認いただき、申請漏れ等がないようお願いしたい。

また、公設掲示板の修繕について、今年も修繕希望調査を行うが、修繕の写真の添付を是非お願いしたい。優先順位をつけながら対応していきたいと考えている。

(質問) 世帯数について、前年度の数が6月ぐらいには確定するが、それで構わないか。

(事務局) 7月1日現在で町会が把握する可能な範囲内の数で構わない。

(質問) 世帯数のカウントが難しい。町会費を払っている人が会員か。未納の人もいる。

(事務局) 町会が会員だと認めれば世帯数に加えて構わない。

(意見) 区では総世帯数を出していると思うが、これを基準にしてはどうか。

(事務局) 住民基本台帳の世帯数を使用することに関しては、町名で区切られている町会だけではなく、入り組んでいるところもあり難しい。従前どおりでお願いしたい。

(質問) 保険は事前に申請するのか。バス旅行はこの保険が使えるか。

(事務局) 事後提出で構わない。バス旅行については旅行保険を掛けていただいたほうが良い。

(意見) ポスターが大きさがばらばらで統一して欲しい。

(事務局) 庁内は A3 を基準にお願いをしている。

## (2) 地域の底力再生事業について

資料 2 に基づき説明。

1 ページ目には、23 年度の申請実績を記載。今年度は、年度途中から東日本大震災を受けて、「防災」「節電」に関する事業の申請ができるようになったため、申請数が増加した。備考欄には、募集の回数を記入している。

地域の底力再生事業は、これまでモデル事業として実施されてきたが、24 年度から本格実施となり、制度の見直しが行われる。現段階での見直しのポイントは 2 ページ目に記載のとおり(以下のとおり)。

「地域の課題解決のための取組」であれば全ての事業を助成対象とする。  
複数年度申請ができるようにする。

「今までに本助成金を受けたことがない団体」および「特定施策(都の重要施策)の推進につながる取組」については、初回の申請の補助率を 10/10 とし、それ以外は 1/2 とする。

特定分野については、同一分野で複数年申請をすると補助率は 2 年目から 1/2 となる。

補助限度額については、今までと変更なし。募集スケジュールは、資料記載のとおり。

送付したガイドラインに、助成対象経費、Q & A や事業例などが記載されているので、ご覧いただきたい。また、24 年度の予算は 1 億円だが、不足した場合にはその時点で終了となる可能性があるため、申請は早めに行った方がよいと思われる。

(質問) 今までやっていた事業でも構わないのか。

(事務局) 対象となる。

(質問) 避難拠点訓練は対象となるか。

(事務局) 対象とならない。主催はあくまでも町会・自治会である。

## (3) 協働事業について

資料 3 に基づき説明。

町会連合会として、区の協働事業提案制度に申請し、申請した事業が平成 23 年 12 月 28 日に採択された。事業内容は、区が災害協定を締結している福島県塙町の住民組織との相互交流である。相互に訪問し合い、合同の防災訓練や意見交換を行うものである。スケジュール等は資料のとおり。事業参加者を各支部から 2 ~ 3 名の選出をお願いしたい。

また、この交流事業は、光が丘地区住民組織連合協議会が、平成 23 年度に、前橋市の岩神町四丁目自治会と実施している。光連協の事業報告（案）を参考資料として添付した。

福島県塙町の方々と 30～50 名の規模で交流を行う訳であるが、場所が遠いため、宿泊となる予定。できる限り低額に抑えていきたいが、参加者の自己負担が発生すると思われる。ご協力をいただきたい。

#### （４）今後の日程について

資料 4 に基づき説明。各自、確認をお願いしたい。

#### （５）その他について

（意見）義援金の確定申告について、赤十字から町会に届いた領収書と本人への各町会・自治会の領収書で申告できる。

### 5 その他

#### （１）認知症サポーター養成講座および講師（キャラバン・メイト）の紹介について

〔高齢社会対策課認知症対策係〕

認知症サポーター養成講座と講師（キャラバン・メイト）の紹介。

講座と講師派遣の対象、時間、費用は資料のとおり。町会・自治会の会議や催しがあるときに、講師の派遣ができるので、是非ご利用いただきたい。

#### （２）「練馬区食育推進ネットワーク会議」のご紹介と「健康づくり協力店事業」の普及促進に関するお願い〔健康推進課栄養指導担当係〕

配布したパンフレットは、「不足しがちな野菜の摂取量を増やそう」「バランスの取れた食事をする人を増やそう」を目的に作成されている。詳細については、パンフレットの中を後ほどご覧いただきたい。

練馬区健康づくり協力店として登録している店舗が区内に 200 店舗程ある。パンフレット 30 ページに掲載のマークが付いた店舗が協力店である。この店舗では、栄養成分を表示したり、栄養情報を提供したり、レシピなどを区とのコラボレーションで作成し、レシピを店舗に置いたりしているので、是非ご利用を。

また、健康づくり環境整備事業として、保健相談所の職員が町会・自治会の皆様が集まる機会に訪問し、食を通じた健康づくりに関する情報提供やアドバイスをするなどの事業を行っている。お気軽にご利用いただきたい。

#### （３）子ども関連施策および文化芸術、生涯学習、スポーツ振興施策に関する組織の改正について〔経営改革担当課〕

平成 24 年度に組織改正が行われる。

改正の内容は、子ども関連施策担当部課を教育委員会へ移行すること、文化芸術、生涯学習、スポーツ振興に関する施策を区長部局において一元化すること、の 2 点である。

組織改正のイメージ図は、資料のとおり。

(4) 「みどりの協定」締結のご案内〔みどり推進課みどり協働係〕

「みどりの協定」とは、区と町会・自治会が結ぶ、緑を増やすための協定である。この協定に基づき、皆様には「みどりの5か年計画」を作っていただく。そして、この計画に基づいて、区は様々な協力をし、その地域の緑を増やしていく。

平成24年1月現在、17の地域の方々と協定を結んでいる。

協定地区内では、「生垣の20,000円補助(協定地区外では10,000円補助)」などの特典もあると聞いている。

地域でご検討いただき、緑の増加に取り組みたいとお考えの際は、みどり推進課へご連絡を。担当が詳しい説明に伺う。

(5) 暴力団排除に関する取り組みについて〔光が丘警察署刑事組織犯罪対策課〕

この条例が施行され大きく変わった点は、「暴力団と交際しない」という理念が新たに加わったところである。これは社会全体で暴力団を排除しようということである。皆様にもご協力をお願いしたい。

資料「祭礼等からの暴力団排除に関する実行委員会規約(案)」は、露店商が暴力団であるのかなど、実行委員会が作成する取り決めルールの案である。様式等もついているので参考としてほしい。

(6) 自転車対策地域協議会の設立に向けて〔練馬区都市整備公社〕

放置自転車や自転車利用者の交通ルール、マナーの欠如に起因する事故などの自転車問題を解決するため、駅ごとに町会・自治会も含めた地域団体に構成する地域協議会を設立していき、区と公社と地域の3者で連携・協力して、生活環境の維持・向上を図っていきたいとの趣旨の話であった。

また、将来、地域協議会に、現在公社が受託している駐輪場への案内・誘導業務をお任せすることや、駐輪場運営業務をお任せするようなことも考えているとのことであった。

この地域協議会は、時間をかけて各駅で設立していきたいとのことであったので、公社から話があったら、ご協力をお願いしたい。

(7) 義援金の御礼と日赤社資のお願いについて〔日本赤十字社〕

日本赤十字社から、義援金についてのお礼があった。また、5月が社資募集運動月間であるため、ご協力をお願いしたいとのことであった。詳細は資料のとおり。

(8) (仮称)練馬区地域コミュニティ活性化プログラムの進捗状況について

〔地域振興課区民協働推進担当係〕

練馬区では、基本構想に基づき、地域コミュニティを活性化させる方策について検討している。昨年3月に検討懇談会を設置し、同11月までに議論を重ね、提言が出されたので、その内容を資料のとおり報告する。本編は後ほどご覧いただきたい

い。

この提言を受けて、現在は、区の庁内検討会議においてプログラムの内容を具体的に検討している。資料では、「3月にはその内容をまとめ、素案として公表、区民意見反映（パブリックコメント）制度により意見をいただき、5月にプログラムを策定。その後、モデル地域を選定し、10月からモデル地域においてプログラムを実施。」となっているが、現状ではスケジュールが1ヶ月程遅れる予定。

## 第2支部会の記録

1日 時 平成24年2月21日(火) 14時00分から

2場 所 早宮地域集会所 集会室1・2

3参加者 鈴木 健一(仲一自治会会長・第2支部長)  
伊藤 一男(仲二町会会長)  
関本 公隆(錦一・二丁目町会会長)  
伊藤 弥五郎(錦一・二丁目町会副会長)  
内田 富雄(仲三睦会会長)  
山口 (仲三睦会役員)  
大塚 輝男(仲町五丁目町会会長)  
南雲 隆洋(ひばりが丘睦会会長)  
守屋 栄司(ひばりが丘睦会総務部長)  
川島 英雄(平和台一丁目町会会長)  
北田 猛(平和台二丁目町会会長)  
片桐 良子(平和台二丁目町会副会長)  
神澤 嘉子(平和台二丁目若葉会副会長)  
高橋 ゆき子(平和台二丁目第3アパート自治会会長)  
渡辺 勉(早宮一丁目自治会会長)  
吉澤 福三(早宮3・4丁目町会会長)  
常田 利治(練馬北町六丁目自治会)

(敬称略)

事務局長 室越 正光

地域振興課地域活動団体支援係長 関口 次男

地域振興課地域活動団体支援係 伊藤 陽子

### 4 会議内容の要約

#### (1) 町会・自治会の支援策について

資料1に基づき説明。

支援事業の内容・金額については、昨年度と同様。以下、支援事業について簡単に説明する。

#### 自治活動推進補助事業

町会・自治会活動に対する財政的な補助。7月1日を基準日とする町会・自治会名簿記載の世帯数に基づき、基礎割と世帯割の合算額を支給する。

#### 町会・自治会活動保険事業

町会・自治会活動に対する保険。保険の内容については、「町会・自治会活動保険のお知らせ」のとおり。飲酒・スポーツ等一部保険対象とならない場合がある。事故の際には、まず地域振興課へご連絡を。

#### 加入促進用パンフレット・ガイドブック冊子等の作成

加入促進用にパンフレット・ガイドブック冊子・デザインバック・町会エリアマップを作成。転入者向けに各区民事務所にて配布。その他、各町会において新しい住宅に対して個別に加入促進を行う場合にも是非活用していただきたい。

#### 掲示板建替等支援事業

町会・自治会所有掲示板の修繕に対する補助。補助率、補助上限等は資料のとおり。

#### 掲示板掲示委託事業

月に2回のポスター掲示に対する町会・自治会への委託料。

#### 町会・自治会会館の建設等に対する補助事業

町会・自治会会館の建設費等に係る経費の補助。補助率、補助上限等は資料のとおり。

#### 町会・自治会ホームページ作成支援事業

区がホームページの本体を立ち上げて、このページ上で、町会・自治会の団体概要や会費等の情報発信の支援を行うもの。現在は約100団体が登録済み。新規・更新する情報があれば随時受け付けている。いただく情報は紙面で結構である。是非連絡を。

また、今後、都市整備公社が行っている「景観まちづくり」ともリンクして、写真なども増やし、魅力的なものにしていきたいと思っている。

#### 自動体外式除細動器（AED）の貸出事業

町会・自治会の行事等で使用を希望する場合に、貸出を行っている。行事の前後1週間程度貸し出すことができる。電話予約可能。

資料の4ページに、これらの支援事業に関するスケジュールを記載している。ご確認いただき、申請漏れ等がないようお願いしたい。

また、公設掲示板の修繕について、今年も修繕希望調査を行うが、修繕の写真の添付を是非お願いしたい。優先順位をつけながら対応していきたいと考えている。

（質問）保険について、昨年9月末ごろにお祭りの準備で役員が怪我をした。まだ適用となるか。

（事務局）詳細をお知らせいただき、確認する。

## （2）地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

1ページ目には、23年度の申請実績を記載。今年度は、年度途中から東日本大震災を受けて、「防災」「節電」に関する事業の申請ができるようになったため、申請



数が増加した。備考欄には、募集の回数を記入している。

地域の底力再生事業は、これまでモデル事業として実施されてきたが、24年度から本格実施となり、制度の見直しが行われる。現段階での見直しのポイントは2ページ目に記載のとおり（以下のとおり）。

「地域の課題解決のための取組」であれば全ての事業を助成対象とする。  
複数年度申請ができるようにする。

「今までに本助成金を受けたことがない団体」および「特定施策（都の重要施策）の推進につながる取組」については、初回の申請の補助率を10/10とし、それ以外は1/2とする。

特定分野については、同一分野で複数年申請をすると補助率は2年目から1/2となる。

補助限度額については、今までと変更なし。募集スケジュールは、資料記載のとおり。

送付したガイドラインに、助成対象経費、Q & Aや事業例などが記載されているので、ご覧いただきたい。また、24年度の予算は1億円だが、不足した場合にはその時点で終了となる可能性があるため、申請は早めに行った方がよいと思われる。

（質問）お祭りで助成対象となったことはあるのか。

（事務局）今年度までは継続しているお祭り中加入促進やアトラクション、防災コーナーを設置するなど新しい試みを付け加えれば対象となった。

（質問）この事業が5年を経過しても補助金は出るか。

（事務局）都の事業なのでわからない。区に情報が届き次第、お知らせする。

### （3）協働事業について

資料3に基づき説明。

町会連合会として、区の協働事業提案制度に申請し、申請した事業が平成23年12月28日に採択された。事業内容は、区が災害協定を締結している福島県塙町の住民組織との相互交流である。相互に訪問し合い、合同の防災訓練や意見交換を行うものである。スケジュール等は資料のとおり。事業参加者を各支部から2～3名の選出をお願いしたい。

また、この交流事業は、光が丘地区住民組織連合協議会が、平成23年度に、前橋市の岩神町四丁目自治会と実施している。光連協の事業報告（案）を参考資料として添付した。

福島県塙町の方々と30～50名の規模で交流を行う訳であるが、場所が遠いため、宿泊となる予定。できる限り低額に抑えていきたいが、参加者の自己負担が発生すると思われる。ご協力をいただきたい。

#### (4) 今後の日程について

資料4に基づき説明。各自、確認をお願いしたい。

#### (5) その他について

(意見) 区としての高齢者の見守りについてどう考えているのか意見を聞きたい。昨年、玄関先にプレートのようなものを設置し、健在だと裏返すことで近所の方に知らせることができるというような趣旨の話を聞いた。それができる人は問題ではなく、外に出られない人が問題なのではないか。

(事務局) 担当部署に確認をし、連絡をさせていただく。

(意見) 副支部長の選出をお願いしたい。24年度から仲二町会の伊藤会長をお願いをしたい。

### 5 その他

#### (1) 認知症サポーター養成講座および講師(キャラバン・メイト)の紹介について

〔高齢社会対策課認知症対策係〕

認知症サポーター養成講座と講師(キャラバン・メイト)の紹介。

講座と講師派遣の対象、時間、費用は資料のとおり。町会・自治会の会議や催しがあるときに、講師の派遣ができるので、是非ご利用いただきたい。

#### (2) 「練馬区食育推進ネットワーク会議」のご紹介と「健康づくり協力店事業」の普及促進に関するお願い〔健康推進課栄養指導担当係〕

配布したパンフレットは、「不足しがちな野菜の摂取量を増やそう」「バランスの取れた食事をする人を増やそう」を目的に作成されている。詳細については、パンフレットの中を後ほどご覧いただきたい。

練馬区健康づくり協力店として登録している店舗が区内に200店舗程ある。パンフレット30ページに掲載のマークが付いた店舗が協力店である。この店舗では、栄養成分を表示したり、栄養情報を提供したり、レシピなどを区とのコラボレーションで作成し、レシピを店舗に置いたりしているので、是非ご利用を。

また、健康づくり環境整備事業として、保健相談所の職員が町会・自治会の皆様が集まる機会に訪問し、食を通じた健康づくりに関する情報提供やアドバイスをするなどの事業を行っている。お気軽にご利用いただきたい。

#### (3) 子ども関連施策および文化芸術、生涯学習、スポーツ振興施策に関する組織の改正について〔経営改革担当課〕

平成24年度に組織改正が行われる。

改正の内容は、子ども関連施策担当部課を教育委員会へ移行すること、文化芸術、生涯学習、スポーツ振興に関する施策を区長部局において一元化すること、の2点である。

組織改正のイメージ図は、資料のとおり。

(4) 「みどりの協定」締結のご案内〔みどり推進課みどり協働係〕

「みどりの協定」とは、区と町会・自治会が結ぶ、緑を増やすための協定である。この協定に基づき、皆様には「みどりの5か年計画」を作っていただく。そして、この計画に基づいて、区は様々な協力をし、その地域の緑を増やしていく。

平成24年1月現在、17の地域の方々と協定を結んでいる。

協定地区内では、「生垣の20,000円補助(協定地区外では10,000円補助)」などの特典もあると聞いている。

地域でご検討いただき、緑の増加に取り組みたいとお考えの際は、みどり推進課へご連絡を。担当が詳しい説明に伺う。

(5) 暴力団排除に関する取り組みについて〔光が丘警察署刑事組織犯罪対策課〕

この条例が施行され大きく変わった点は、「暴力団と交際しない」という理念が新たに加わったところである。これは社会全体で暴力団を排除しようということである。皆様にもご協力をお願いしたい。

資料「祭礼等からの暴力団排除に関する実行委員会規約(案)」は、露店商が暴力団であるのかなど、実行委員会が作成する取り決めルールの案である。様式等もついているので参考としてほしい。

(6) 自転車対策地域協議会の設立に向けて〔練馬区都市整備公社〕

放置自転車や自転車利用者の交通ルール、マナーの欠如に起因する事故などの自転車問題を解決するため、駅ごとに町会・自治会も含めた地域団体に構成する地域協議会を設立していき、区と公社と地域の3者で連携・協力して、生活環境の維持・向上を図っていきたいとの趣旨の話であった。

また、将来、地域協議会に、現在公社が受託している駐輪場への案内・誘導業務をお任せすることや、駐輪場運営業務をお任せするようなことも考えているとのことであった。

この地域協議会は、時間をかけて各駅で設立していきたいとのことであったので、公社から話があったら、ご協力をお願いしたい。

(7) 義援金の御礼と日赤社資のお願いについて〔日本赤十字社〕

日本赤十字社から、義援金についてのお礼があった。また、5月が社資募集運動月間であるため、ご協力をお願いしたいとのことであった。詳細は資料のとおり。

(8) (仮称)練馬区地域コミュニティ活性化プログラムの進捗状況について

〔地域振興課区民協働推進担当係〕

練馬区では、基本構想に基づき、地域コミュニティを活性化させる方策について検討している。昨年3月に検討懇談会を設置し、同11月までに議論を重ね、提言が出されたので、その内容を資料のとおり報告する。本編は後ほどご覧いただきたい

い。

この提言を受けて、現在は、区の庁内検討会議においてプログラムの内容を具体的に検討している。資料では、「3月にはその内容をまとめ、素案として公表、区民意見反映（パブリックコメント）制度により意見をいただき、5月にプログラムを策定。その後、モデル地域を選定し、10月からモデル地域においてプログラムを実施。」となっているが、現状ではスケジュールが1ヶ月程遅れる予定。

## 平成23年度 第2回 第3・9支部会

### 日時

平成24年2月29日(水曜日) 10時00分から11時分30まで

### 場所

練馬区役所 本庁舎19階 1902会議室

### 出席者

小林 實(練馬区貫井町会・第3支部長)  
内田 吉成(中村東町会・第3副支部長)  
一杉 重之(豊玉北四丁目自治会・第9副支部長)  
木内 幹雄(練馬中央自治会・練馬区町会連合会監査)  
草間 俊行(向山西町会)  
小川 公子(三田中村橋コーポ自治会)  
武藤 喜市(豊玉第二町会)  
佐藤 義明(豊玉西町会)  
鈴見 壽俊(都営練馬二丁目自治会)  
安本 嘉雄(練馬三丁目町会 会長代理)  
久我 善藏(練馬三丁目交友会)

敬称略

伊藤 陽子(地域振興課地域活動団体支援係)  
渡邊 政努(地域振興課地域活動団体支援係)

計13名

### 1 開会挨拶

一杉 重之(豊玉北四丁目自治会・第9副支部長)  
小林 實(練馬区貫井町会・第3支部長)  
木内 幹雄(練馬中央自治会・練馬区町会連合会監査)  
出席者自己紹介  
事務局自己紹介

### 2 議題

#### (1) 町会・自治会の支援策について

資料1に基づき説明。

平成24年度の町会・自治会支援事業について説明する。

#### 自治活動推進補助事業

区では町会・自治会に対して財政的な補助支援を行っている。補助額については、7月1日を基準日とする基礎割と世帯割の合算額となっている。

#### 町会・自治会活動保険補助事業

町会・自治会の活動中に怪我をされた場合、区が加入している活動保険を利用していただきたい。詳細は、「町会・自治会活動保険のお知らせ」のとおりである。怪我の際には、地域振興課に連絡していただきたい。

#### 加入促進用パンフレット・ガイドブック冊子等の作成

加入促進用にパンフレット・ガイドブック冊子・デザインバックなどを作成しており、転入者向けに各区民事務所で配布している。その他、各町会・自治会で個別に加入促進を行う場合は、活用していただきたい。

#### 掲示板建替等支援事業

町会・自治会で所有している掲示板の修繕や建て替えなどに対する補助である。補助金額に関する内容は資料のとおりである。

#### 掲示板掲示委託事業

行政等から月に2回送っているポスターを、公設掲示板に掲示していただくための委託料は3万円である。

#### 町会・自治会会館の建設等に対する補助事業

町会・自治会会館の建設費等に係る経費の補助である。補助金額に関する内容は資料のとおりである。

#### 町会・自治会ホームページ作成支援事業

区がホームページの本体を立ち上げて、このページ上で町会・自治会の団体概要や会費等の情報発信を行っている。現在、約100団体が登録済みである。新規・更新の受付けは随時行っているため、地域振興課まで連絡していただきたい。

#### 自動体外式除細動器（AED）の貸出事業

町会・自治会の行事等でAEDの使用を希望する場合、地域振興課で貸出しを行っている。行事の前後1週間程度の貸出しができるため、地域振興課まで連絡していただきたい。

資料4ページに、説明した支援事業のスケジュールを記載しているため、ご覧いただきたい。

公設掲示板の修繕については、限られた予算と時間の中で、痛み具合のひどいものから順次対応をさせていただくため、公設掲示板の破損状況が分かる写真を修繕希望調査票とともに提出していただきたい。

(2) 地域の底力再生事業について

資料 2 に基づき説明。

地域の底力再生事業は東京都が行っている事業である。資料の 1 ページ目に平成 23 年度の申請実績を記載した。今年度は、東日本大震災を受けて「防災」「節電」に関する事業の申請が多かった。

平成 23 年度まではモデル事業として、底力再生事業を行ってきたが、平成 24 年度から、本格実施となり、制度の見直しがあった。見直しの内容については資料の 2 ページのとおりである。

すでに、町会・自治会にはガイドラインを送付しているので、内容を確認していただきたい。

(質問)

見直しのポイントで複数年度の申請が可能になったと記載しているが、この意味を教えてください。

(事務局)

平成 23 年までは、1 つの事業区分で申請をした場合、その事業区分で再度申請することができなかった。しかし、平成 24 年度からは、一度申請した事業区分でも、次年度以降に再度申請することが可能となった。という意味である。

(3) 協働事業について

資料 3 に基づき説明。

町会連合会は災害時応援協定締結自治体との住民同士の連携・交流事業という事業名で協働事業提案制度に申請した。平成 23 年 12 月 28 日にこの事業は採択され、今後、区が災害協定を締結している福島県塙町の住民組織と相互交流を行っていく。スケジュール等は資料のとおりである。事業の実施に伴い、各支部から 2～3 名の選出をお願いしたい。また、現地での交流を検討しており宿泊となる予定である。保養施設の補助などを活用しながら、できるだけ低額に抑えていきたいが、参加者の自己負担が発生する。ご理解いただきたい。

この交流事業は光が丘地区住民組織連合協議会が平成 23 年度に、前橋市岩神町四丁目自治会とすでに実施しているものである。資料に光が丘地区住民組織連合協議会の交流事業をまとめているので、ご確認いただきたい。

(4) 今後の日程について

資料 4 に基づき説明。各自、確認いただきたい。

(5) その他

(質問)

掲示板について、2点ほど指摘をさせていただく。1点目は区から送られる掲示ポスターは決まった日にちに届くようになった。しかし、警察や消防などの外部団体から送られる掲示ポスターは決まった日にちに届かない。区から外部団体に周知することはできないか。2点目は掲示ポスターの規格が様々であるので、統一させて欲しい。

(事務局)

現在、外部団体に対して周知を行っているが、掲示ポスターの送付日が定まっておらず、町会・自治会に迷惑をかけてしまい、大変申し訳ない。今後も継続して周知を行っていくが、外部団体から掲示ポスターが届いた際に、町会・自治会からも周知していただきたい。

掲示ポスターの規格については、A3以下ということで周知している。

(意見)

掲示板の板面が固いので、画びょうが刺さらないという状況である。板面の工夫をお願いしたい。

町会で協力掲示板を増やしたいと考えている。区では設置基準があると思うが、検討していただきたい。

(事務局)

掲示板の板面が固いという意見は、他の町会・自治会からも挙がっており、その都度、業者に修繕の依頼をしている。

協力掲示板の設置基準は設けているが、人目に付きやすいなどの条件があれば、個別に対応させていただく。

(意見)

掲示板の板面の素材を木板ではなくて、コルクボードなど柔らかい素材に変更していただきたい。

(事務局)

画びょうが刺さりやすい素材を選ぶと、耐久性との兼ね合いが出てくる。素材については業者と検討していく。

(質問)

回覧用チラシが毎日のように町会へ届いており、回覧担当者の負担が大きくなっている。回覧担当者への手当などは区から出ないのか。

(事務局)

現在、回覧担当者への手当は出していないが、町会・自治会には自治活動推進協力費で財政的な支援を行っているので、その中で対応していただきたい。



い。

### 3 その他

- (1) 認知症サポーター要請講座および講師（キャラバン・メイト）の紹介について

【高齢社会対策課認知症対策係】

認知症について学び、対応方法や専門の相談窓口など具体的で役立つ知識を身につけていただくために、講師（キャラバン・メイト）を派遣する。派遣に係る対象、時間、費用は資料のとおりである。

- (2) 「練馬区食育推進ネットワーク会議」の紹介と「健康づくり協力店事業」の普及促進に関するお願い

【健康推進課栄養指導担当係】

配布したパンフレットは「不足しがちな野菜の摂取量を増やそう」「バランスの取れた食事をする人を増やそう」を目的に作成した。詳細についてはパンフレットをご覧ください。このパンフレットの配布場所は、図書館、JAあおば直売所、保険相談所、ふるさと文化館、健康推進課、都市農業課である。

また、健康づくり環境整備事業として、保険相談所の職員が町会・自治会で集まる機会に訪問し、食を通じた健康づくりに関する情報提供やアドバイスを行っている。気軽に利用していただきたい。

（質問）

このパンフレットは無料で配布しているのか。

（事務局）

そのとおりである。無料で配布している。

（意見）

以前、区が有料で販売していた食のパンフレットと内容が似ている。無料で配布していただけることに驚いている。

（事務局）

各町会・自治会でパンフレットを活用していただきたい。

- (3) 子ども関連施策および文化芸術、生涯学習、スポーツ振興課施策に関する組織の改正について

【経営改革担当課】

基本構想、長期計画を効率的に推進する体制を構築するため、平成24

年度から組織改正を行う。

改正の内容は、子ども関連施策担当部課を教育委員会へ移行すること、文化芸術、生涯学習、スポーツ振興に関する施策を区長部局において一元化すること、の2点である。

組織改正のイメージ図は資料のとおりである。

(4) 「みどりの協定」締結のご案内

【みどり推進課みどり協働係】

みどり協定は区と町会・自治会が結ぶ、緑を増やすための協定である。平成24年1月現在、17の地域の方々と協定を結んでおり、協定地区内では、「苗木の供給」「生垣や屋上緑化の2万円補助（協定地区外では1万円補助）」などを行っている。協定地区の範囲は資料のとおりである。

(5) 暴力団排除に関する取り組みについて

【光が丘警察署刑事組織犯罪対策課】

祭礼等からの暴力団排除に関する実行委員会規約（案）は、お祭りの出店に暴力団を参加させないという内容になっている。従来よりも、出店の申し込みが厳しくなったので、資料をご覧ください。

東京都暴力団排除条例は今まで「暴力団を恐れない」「暴力団にお金を出さない」「暴力団を利用しない」という理念であったが、今回の改正で新たに「暴力団と交際しない」という理念を加えた。詳細は資料のとおりである。町会・自治会で内容を確認して欲しい。

（意見）

この内容は、練馬区内の警察署で共通して行っていることか。

（事務局）

そのとおりである。

(6) 自転車対策地域協議会の設立に向けて

【練馬区都市整備公社】

放置自転車や自転車利用者の交通ルール、マナーの欠如による自転車事故をなくすために、駅ごとに町会・自治会も含めた地域団体に構成する地域協議会を設立する。その際に、町会・自治会と区と練馬区都市整備公社で連携・協力し合いながら、生活環境の維持および向上を図っていきたい。

自転車対策協議会に関する詳細は資料をご覧ください。

(7) 義援金の御礼と日赤社資のお願いについて

【日本赤十字社】

町会・自治会の皆様には、義援金にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

被災地での支援活動を含めた日本赤十字社の活動資金（社資）への協力をお願いしたい。平成24年5月が社資募集運動月間である。詳細は資料のとおりである。

(8) (仮称)練馬区地域コミュニティ活性化プログラムの進捗状況について

【地域振興課区民共協働推進担当課】

練馬区では、基本構想に基づき、地域コミュニティを活性化させる方策について検討している。昨年3月に検討懇談会を設置し、同11月までに議論を重ね、提言が出されたので、その内容を報告する。内容については、後ほどご覧いただきたい。

この提言を受けて、現在は、区の庁内検討会議においてプログラムの内容を具体的に検討している。今年3月にその内容をまとめ、素案として公表する予定であったが、検討に時間をかけているため、スケジュールの変更が予想される。ご理解いただきたい。

(質問)

活動保険について、活動予定を事前に区に報告することが記載されているが、事前に報告をしなければいけないのか。

(事務局)

事前に活動予定を報告しなくて構わない。事故が起こった際に、地域振興課に連絡していただきたい。

(意見)

今回の内容と異なるが、区役所が区内のスピーカーを利用して、緊急等の情報を伝える時がある。その際、スピーカー近くの住民はエコーの影響で何を話しているのか分からない。改善していただきたい。

(意見)

その内容はすでに区に伝わっている。区としても対応を検討していると聞いた。すぐに対応できる内容ではないと思うが、今後の取組みに期待したい。

(事務局)

区ではパトロールカーを活用して、緊急等の情報を伝えるといった対策をとっている。今後も引き続き、対策を検討していく予定である。

閉会

## 平成23年度 第2回 第4支部会

### 日時

平成24年3月14日(水曜日) 19時00分から20時00分まで

### 場所

旭町地域集会所 集会室1・2

### 出席者

橋本 貞夫(高松町会・第4支部長)  
大城 哲雄(春日町町会・第4副支部長)  
浅沼 敏幸(春日町町会・練馬区町会連合会副会長)

敬称略

関口 次男(地域振興課地域活動団体支援係長)  
渡邊 政努(地域振興課地域活動団体支援係)

計5名

### 1 開会挨拶

橋本 貞夫(高松町会・第4支部長)

### 2 議題

#### (1) 町会・自治会の支援策について

資料1に基づき説明。

平成24年度の町会・自治会支援事業について説明する。

##### 自治活動推進補助事業

区では町会・自治会に対して財政的な補助支援を行っている。補助額については、7月1日を基準日とする基礎割と世帯割の合算額となっている。

##### 町会・自治会活動保険補助事業

町会・自治会の活動中に怪我をされた場合、区が加入している活動保険を利用していただきたい。詳細は、「町会・自治会活動保険のお知らせ」のとおり。怪我の際には、地域振興課に連絡していただきたい。

##### 加入促進用パンフレット・ガイドブック冊子等の作成

加入促進用にパンフレット・ガイドブック冊子・デザインバックなどを作成しており、転入者向けに各区民事務所で配布をしている。その他、各町会・自治会で個別に加入促進を行う場合は、活用していただきたい。

#### 掲示板建替等支援事業

町会・自治会で所有している掲示板の修繕や建て替えなどに対する補助である。補助金額に関する内容は資料のとおりである。

#### 掲示板掲示委託事業

行政等から月に2回送っているポスターを、公設掲示板に掲示していただくための委託料は3万円である。

#### 町会・自治会会館の建設等に対する補助事業

町会・自治会会館の建設費等に係る経費の補助である。補助金額に関する内容は資料のとおりである。

#### 町会・自治会ホームページ作成支援事業

区がホームページの本体を立ち上げて、このページ上で町会・自治会の団体概要や会費等の情報発信を行っている。現在、約100団体が登録済みである。新規・更新の受付は随時行っているため、地域振興課まで連絡していただきたい。

#### 自動体外式除細動器（AED）の貸出事業

町会・自治会の行事等でAEDの使用を希望する場合、地域振興課で貸出しを行っている。行事の前後1週間程度の貸出しができるため、地域振興課まで連絡していただきたい。

資料4ページに、説明をした支援事業のスケジュールを記載しているので、ご覧いただきたい。

公設掲示板の修繕については、限られた予算と時間の中で、痛み具合のひどいものから順次対応をさせていただくので、公設掲示板の破損状況が分かる写真を修繕希望調査票とともに提出していただきたい。

（質問）

練習用のAEDの貸出しは行っていないのか。

（事務局）

貸出しを行っているのは本番用のAEDのみである。

（質問）

AEDは地域振興課で何台程度持っているのか。

（事務局）

4台である。町会・自治会でイベントが重なっても4台までであれば、対応が可能である。

(2) 地域の底力再生事業について

資料 2 に基づき説明。

地域の底力再生事業は東京都が行っている事業である。資料の 1 ページ目に平成 23 年度の申請実績を記載した。今年度は、東日本大震災を受けて「防災」「節電」に関する事業の申請が多かった。

平成 23 年度まではモデル事業として、底力再生事業を行ってきたが、平成 24 年度から、本格実施となり、制度の見直しがあった。見直しの内容については資料の 2 ページのとおりである。

すでに、町会・自治会にはガイドラインを送付しているので、内容を確認していただきたい。

(意見)

事業一覧表を見ると、私たちの町会でも取り組んでいる事業に対して助成金が支払われている。平成 24 年度は申請したい。

(事務局)

申請していただきたい。地域振興課が窓口となっているので、申請の際は連絡をお願いします。

(質問)

町会・自治会の中に老人会という団体があるのだが、老人会での申請は可能か。

(事務局)

この事業は、町会・自治会を対象にした補助事業である。申請は、町会・自治会名でお願いします。

(3) 協働事業について

資料 3 に基づき説明。

町会連合会は災害時応援協定締結自治体との住民同士の連携・交流事業という事業名で協働事業提案制度に申請した。平成 23 年 12 月 28 日にこの事業は採択され、今後、区が災害協定を締結している福島県塙町の住民組織と相互交流を行っていく。スケジュール等は資料のとおりである。事業の実施に伴い、各支部から 2～3 名の選出をお願いしたい。また、現地での交流を検討しており宿泊となる予定である。保養施設の補助などを活用しながら、できるだけ低額に抑えていきたいが、参加者の自己負担が発生する。ご理解いただきたい。

この交流事業は光が丘地区住民組織連合協議会が平成 23 年度に、前橋市岩神町四丁目自治会とすでに実施しているものである。資料に光が丘地区住民組織連合協議会の交流事業をまとめているので、ご確認いただきたい。

(質問)

埴町との交流は9月のいつごろか。

(事務局)

まだ、詳細は決まっていないので、決まり次第、連絡をさせていただく。

(4) 今後の日程について

資料4に基づき説明。各自、確認いただきたい。

(質問・意見)

特になし。

(5) その他

(質問・意見)

特になし。

### 3 その他

(1) 認知症サポーター要請講座および講師(キャラバン・メイト)の紹介について

【高齢社会対策課認知症対策係】

認知症について学び、対応方法や専門の相談窓口など具体的で役立つ知識を身につけていただくために、講師(キャラバン・メイト)を派遣する。派遣に係る対象、時間、費用は資料のとおりである。

(2) 「練馬区食育推進ネットワーク会議」の紹介と「健康づくり協力店事業」の普及促進に関するお願い

【健康推進課栄養指導担当係】

配布したパンフレットは「不足しがちな野菜の摂取量を増やそう」「バランスの取れた食事をする人を増やそう」を目的に作成した。詳細についてはパンフレットをご覧ください。このパンフレットの配布場所は、図書館、JAあおば直売所、保険相談所、ふるさと文化館、健康推進課、都市農業課である。

また、健康づくり環境整備事業として、保険相談所の職員が町会・自治会の皆様が集まる機会に訪問し、食を通じた健康づくりに関する情報提供やアドバイスを行っている。気軽に利用していただきたい。

(3) 子ども関連施策および文化芸術、生涯学習、スポーツ振興課施策に関する組織の改正について

【経営改革担当課】

基本構想、長期計画を効率的に推進する体制を構築するため、平成24年度から組織改正を行う。

改正の内容は、子ども関連施策担当部課を教育委員会へ移行すること、文化芸術、生涯学習、スポーツ振興に関する施策を区長部局において一元化すること、の2点である。

組織改正のイメージ図は資料のとおりである。

(4) 「みどりの協定」締結のご案内

【みどり推進課みどり協働係】

みどり協定は区と町会・自治会が結ぶ、緑を増やすための協定である。平成24年1月現在、17の地域の方々と協定を結んでおり、協定地区内では、「苗木の供給」「生垣や屋上緑化の2万円補助（協定地区外では1万円補助）」などを行っている。協定地区の範囲は資料のとおりである。

(5) 暴力団排除に関する取り組みについて

【光が丘警察署刑事組織犯罪対策課】

祭礼等からの暴力団排除に関する実行委員会規約（案）は、お祭りの出店に暴力団を参加させないという内容になっている。従来よりも、出店の申し込みが厳しくなったので、資料をご覧ください。

東京都暴力団排除条例は今まで、「暴力団を恐れない」「暴力団にお金を出さない」「暴力団を利用しない」という理念であったが、今回の改正で新たに「暴力団と交際しない」という理念を加えた。詳細は資料のとおりである。町会・自治会で内容を確認していただきたい。

(6) 自転車対策地域協議会の設立に向けて

【練馬区都市整備公社】

放置自転車や自転車利用者の交通ルール、マナーの欠如による自転車事故をなくすために、駅ごとに町会・自治会も含めた地域団体で構成する地域協議会を設立する。その際に、町会・自治会と区と練馬区都市整備公社で連携・協力し合いながら、生活環境の維持および向上を図っていきたい。

自転車対策協議会に関する詳細は資料をご覧ください。

(7) 義援金の御礼と日赤社資のお願いについて

【日本赤十字社】

町会・自治会の皆様には、義援金にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。



る。

被災地での支援活動を含めた日本赤十字社の活動資金（社資）への協力をお願いしたい。平成24年5月が社資募集運動月間である。詳細は資料のとおりである。

(8) (仮称)練馬区地域コミュニティ活性化プログラムの進捗状況について  
【地域振興課区民共協働推進担当課】

練馬区では、基本構想に基づき、地域コミュニティを活性化させる方策について検討している。昨年3月に検討懇談会を設置し、同11月までに議論を重ね、提言が出されたので、その内容を報告する。内容については、後ほどご覧いただきたい。

この提言を受けて、現在は、区の庁内検討会議においてプログラムの内容を具体的に検討している。今年3月にその内容をまとめ、素案として公表する予定であったが、検討に時間をかけているため、スケジュールの変更が予想される。ご理解いただきたい。

(意見)

練馬警察から聞いたが、お祭りの出店に申請する場合、暴力団の名簿と申請者名簿を照合するため、時間がかかる。出店が決まった際には、早めに警察に申請して欲しいとのことである。

閉会

## 平成23年度 第2回 第5・6支部会

### 日時

平成24年3月16日(金曜日) 19時00分から21時00分まで

### 場所

旭町地域集会所 集会室1・2

### 出席者

本橋 和三(旭町一丁目町会・第5支部長)

平野 一枝(光が丘第一自治会・第6支部長)

浅沼 義昭(練馬区土支田町会・第5副支部長)

高橋 司郎(大通り中央2号棟自治会・練馬区町会連合会副会長)

敬称略

橋本 福男(第六出張所地域支援推進事務局長)

関口 次男(地域振興課地域活動団体支援係長)

渡邊 政努(地域振興課地域活動団体支援係)

計7名

### 1 開会挨拶

本橋 和三(旭町一丁目町会・第5支部長)

平野 一枝(光が丘第一自治会・第6支部長)

高橋 司郎(大通り中央2号棟自治会・練馬区町会連合会副会長)

### 2 議題

#### (1) 町会・自治会の支援策について

資料1に基づき説明。

平成24年度の町会・自治会支援事業について説明する。

##### 自治活動推進補助事業

区では町会・自治会に対して財政的な補助支援を行っている。補助額については、7月1日を基準日とする基礎割と世帯割の合算額となっている。

##### 町会・自治会活動保険補助事業

町会・自治会の活動中に怪我をされた場合、区が加入している活動保険を利用していただきたい。詳細は、「町会・自治会活動保険のお知らせ」のとおりである。怪我の際には、地域振興課に連絡していただきたい。

加入促進用パンフレット・ガイドブック冊子等の作成

加入促進用にパンフレット・ガイドブック冊子・デザインバックなどを作成しており、転入者向けに各区民事務所で配布をしている。その他、各町会・自治会で個別に加入促進を行う場合は、活用していただきたい。

掲示板建替等支援事業

町会・自治会で所有している掲示板の修繕や建て替えなどに対する補助である。補助金額に関する内容は資料のとおりである。

掲示板掲示委託事業

行政等から月に2回送っているポスターを、公設掲示板に掲示していただくための委託料は3万円である。

町会・自治会会館の建設等に対する補助事業

町会・自治会会館の建設費等に係る経費の補助である。補助金額に関する内容は資料のとおりである。

町会・自治会ホームページ作成支援事業

区がホームページの本体を立ち上げて、このページ上で町会・自治会の団体概要や会費等の情報発信を行っている。現在、約100団体が登録済みである。新規・更新の受付は随時行っているため、地域振興課まで連絡していただきたい。

自動体外式除細動器（AED）の貸出事業

町会・自治会の行事等でAEDの使用を希望する場合、地域振興課で貸出しを行っている。行事の前後1週間程度の貸出しができるため、地域振興課まで連絡していただきたい。

資料4ページに、説明をした支援事業のスケジュールを記載しているので、ご覧いただきたい。

公設掲示板の修繕については、限られた予算と時間の中で、痛み具合のひどいものから順次対応をさせていただくので、公設掲示板の破損状況が分かる写真を修繕希望調査票とともに提出していただきたい。

（事務局）

町会・自治会ホームページの充実を図るため、今後、練馬まちづくりセンターと連携し、各地域の景観資源の画像を掲載していきたいと考えている。その他にも、お気に入りの写真等があればデータを地域振興課に送っていただきたい。

（質問）

町会・自治会活動保険に加入するために、事前の申請は必要なのか。

(事務局)

町会・自治会名簿を基に、活動保険に加入しているので、事前の申請は必要ない。

(質問)

町会で餅つき大会を行っている。これに対しても、活動保険は適応されるのか。

(事務局)

適応される。ただし、餅つき大会を運営する町会・自治会の方が対象となる。詳細については、地域振興課に問い合わせていただきたい。

## (2) 地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

地域の底力再生事業は東京都が行っている事業である。資料の1ページ目に平成23年度の申請実績を記載した。今年度は、東日本大震災を受けて「防災」「節電」に関する事業の申請が多かった。

平成23年度まではモデル事業として、底力再生事業を行ってきたが、平成24年度から、本格実施となり制度の見直しがあった。見直しの内容については資料の2ページのとおりである。

すでに、町会・自治会にはガイドラインを送付しているので、内容を確認していただきたい。

(質問)

申請書はガイドラインのものを活用して良いか。

(事務局)

活用していただきたい。なお、インターネットで「地域の底力再生事業」と検索すると、申請書等がダウンロードできるので、そちらも活用していただきたい。

## (3) 協働事業について

資料3に基づき説明。

町会連合会は災害時応援協定締結自治体との住民同士の連携・交流事業という事業名で協働事業提案制度に申請した。平成23年12月28日にこの事業は採択され、今後、区が災害協定を締結している福島県塙町の住民組織と相互交流を行っていく。スケジュール等は資料のとおりである。事業の実施に伴い、各支部から2～3名の選出をお願いしたい。また、現地での交流を検討しており宿泊となる予定である。保養施設の補助などを活用しながら、

できるだけ低額に抑えていきたいが、参加者の自己負担が発生する。ご理解いただきたい。

この交流事業は光が丘地区住民組織連合協議会が平成23年度に、前橋市岩神町四丁目自治会とすでに実施しているものである。資料に光が丘地区住民組織連合協議会の交流事業をまとめているので、ご確認いただきたい。

(質問・意見)

特になし。

(4) 今後の日程について

資料4に基づき説明。各自、確認いただきたい。

(質問・意見)

特になし。

(5) その他

(質問・意見)

特になし。

3 その他

(1) 認知症サポーター要請講座および講師(キャラバン・メイト)の紹介について

【高齢社会対策課認知症対策係】

認知症について学び、対応方法や専門の相談窓口など具体的で役立つ知識を身につけていただくために、講師(キャラバン・メイト)を派遣する。

派遣に係る対象、時間、費用は資料のとおりである。

(高橋会長)

最近、認知症の方が増えている。外で認知症とを感じる方がいたら、声をかけるなど、フォローしていただきたい。

(2) 「練馬区食育推進ネットワーク会議」の紹介と「健康づくり協力店事業」の普及促進に関するお願い

【健康推進課栄養指導担当係】

配布したパンフレットは「不足しがちな野菜の摂取量を増やそう」「バランスの取れた食事をする人を増やそう」を目的に作成した。詳細についてはパンフレットをご覧ください。このパンフレットの配布場所は、図

書館、JAあおば直売所、保険相談所、ふるさと文化館、健康推進課、都市農業課である。

また、健康づくり環境整備事業として、保険相談所の職員が町会・自治会の皆様が集まる機会に訪問し、食を通じた健康づくりに関する情報提供やアドバイスを行っている。気軽に利用していただきたい。

(3) 子ども関連施策および文化芸術、生涯学習、スポーツ振興課施策に関する組織の改正について

【経営改革担当課】

基本構想、長期計画を効率的に推進する体制を構築するため、平成24年度から組織改正を行う。

改正の内容は、子ども関連施策担当部課を教育委員会へ移行すること、文化芸術、生涯学習、スポーツ振興に関する施策を区長部局において一元化すること、の2点である。

組織改正のイメージ図は資料のとおりである。

(4) 「みどりの協定」締結のご案内

【みどり推進課みどり協働係】

みどり協定は区と町会・自治会が結ぶ、緑を増やすための協定である。平成24年1月現在、17の地域の方々と協定を結んでおり、協定地区内では、「苗木の供給」「生垣や屋上緑化の2万円補助（協定地区外では1万円補助）」などを行っている。協定地区の範囲は資料のとおりである。

(5) 暴力団排除に関する取り組みについて

【光が丘警察署刑事組織犯罪対策課】

祭礼等からの暴力団排除に関する実行委員会規約（案）は、お祭りの出店に暴力団を参加させないという内容になっている。従来よりも、出店の申し込みが厳しくなったので、資料をご覧いただきたい。

東京都暴力団排除条例は今まで、「暴力団を恐れない」「暴力団にお金を出さない」「暴力団を利用しない」という理念であったが、今回の改正で新たに「暴力団と交際しない」という理念を加えた。詳細は資料のとおりである。町会・自治会で内容を確認して欲しい。

（高橋会長）

警察署に出店を申請する際の手続き審査が厳しくなった。また、申請が認められるまでに時間がかかるので、出店が決まった際には、早めに申請してい

ただきたい。

(6) 自転車対策地域協議会の設立に向けて

【練馬区都市整備公社】

放置自転車や自転車利用者の交通ルール、マナーの欠如による自転車事故をなくすために、駅ごとに町会・自治会も含めた地域団体で構成する地域協議会を設立する。その際に、町会・自治会と区と練馬区都市整備公社で連携・協力し合いながら、生活環境の維持および向上を図っていききたい。

自転車対策協議会に関する詳細は資料をご覧ください。

(高橋会長)

光が丘ではすでに「光が丘駅自転車対策協議会」を設置している。現段階では「自転車対策地域協議会」での活動を考えていない。今後、この活動の必要性が出てきた際に検討していく。

(7) 義援金の御礼と日赤社資のお願いについて

【日本赤十字社】

町会・自治会の皆様には、義援金にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

被災地での支援活動を含めた日本赤十字社の活動資金（社資）への協力をお願いしたい。平成24年5月が社資募集運動月間である。詳細は資料のとおりである。

(意見)

募金の依頼が年間を通して非常に多い。その都度、声をかけているが、募金が集まらない。どのような方法で集めると効果的か。

(意見)

その都度、声をかけるのではなく、年間を通して一度だけ募金を集め、集まった金額を分配している。そうすると何度も声をかける必要がないので、効果的に募金を集めることができる。

(8) (仮称)練馬区地域コミュニティ活性化プログラムの進捗状況について

【地域振興課区民共協働推進担当課】

練馬区では、基本構想に基づき、地域コミュニティを活性化させる方策について検討している。昨年3月に検討懇談会を設置し、同11月までに議論を重ね、提言が出されたので、その内容を報告する。内容については、

後ほどご覧いただきたい。

この提言を受けて、現在は、区の庁内検討会議においてプログラムの内容を具体的に検討している。今年3月にその内容をまとめ、素案として公表する予定であったが、検討に時間をかけているため、スケジュールの変更が予想される。ご理解いただきたい。

(意見)

支部会とは関係ない話になってしまうが、団地の下に保育園があり、その送迎バスが団地の敷地内に止まるようになった。また、団地内の通路を住民以外の方が利用するようになり困っている。担当部署に連絡しても、なかなか対応してもらえない。この場で話しをしても解決にはならないが、そのような問題もあるということを知ってもらいたい。

閉会



## 第7支部会の記録

1日 時 平成24年2月20日(月) 14時00分から

2場 所 田柄地域集会所 会議室

3参加者 田中 多喜男(北町西町会会長・第7支部長)  
篠原 昇(公団住宅むつみ台自治会会長・第7支部副支部長)  
吉田 一郎(田柄町会会長・練馬区町会連合会監査)  
下條 和夫(田柄町会副会長)  
神道 勝三(田柄町会事務長)  
後藤 やす子(都営田柄自治会会長代理)

(敬称略)

地域振興課地域活動団体支援係長 関口 次男  
地域振興課地域活動団体支援係 伊藤 陽子

### 4 会議内容の要約

#### (1) 町会・自治会の支援策について

資料1に基づき説明。

支援事業の内容・金額については、昨年度と同様。以下、支援事業について簡単に説明する。

##### 自治活動推進補助事業

町会・自治会活動に対する財政的な補助。7月1日を基準日とする町会・自治会名簿記載の世帯数に基づき、基礎割と世帯割の合算額を支給する。

##### 町会・自治会活動保険事業

町会・自治会活動に対する保険。保険の内容については、「町会・自治会活動保険のお知らせ」のとおり。飲酒・スポーツ等一部保険対象とならない場合がある。事故の際には、まず地域振興課へご連絡を。

##### 加入促進用パンフレット・ガイドブック冊子等の作成

加入促進用にパンフレット・ガイドブック冊子・デザインバック・町会エリアマップを作成。転入者向けに各区民事務所にて配布。その他、各町会において新しい住宅に対して個別に加入促進を行う場合にも是非活用していただきたい。

##### 掲示板建替等支援事業

町会・自治会所有掲示板の修繕に対する補助。補助率、補助上限等は資料のとおり。

##### 掲示板掲示委託事業

月に2回のポスター掲示に対する町会・自治会への委託料。

町会・自治会会館の建設等に対する補助事業

町会・自治会会館の建設費等に係る経費の補助。補助率、補助上限等は資料のとおり。

町会・自治会ホームページ作成支援事業

区がホームページの本体を立ち上げて、このページ上で、町会・自治会の団体概要や会費等の情報発信の支援を行うもの。現在は約 100 団体が登録済み。新規・更新する情報があれば随時受け付けている。いただく情報は紙面で結構である。是非連絡を。

また、今後、都市整備公社が行っている「景観まちづくり」ともリンクして、写真なども増やし、魅力的なものにしていきたいと思っている。

自動体外式除細動器（AED）の貸出事業

町会・自治会の行事等で使用を希望する場合に、貸出を行っている。行事の前後 1 週間程度貸し出すことができる。電話予約可能。

資料の 4 ページに、これらの支援事業に関するスケジュールを記載している。ご確認いただき、申請漏れ等がないようお願いしたい。

また、公設掲示板の修繕について、今年も修繕希望調査を行うが、修繕の写真の添付を是非お願いしたい。優先順位をつけながら対応していきたいと考えている。

## （2）地域の底力再生事業について

資料 2 に基づき説明。

1 ページ目には、23 年度の申請実績を記載。今年度は、年度途中から東日本大震災を受けて、「防災」「節電」に関する事業の申請ができるようになったため、申請数が増加した。備考欄には、募集の回数を記入している。

地域の底力再生事業は、これまでモデル事業として実施されてきたが、24 年度から本格実施となり、制度の見直しが行われる。現段階での見直しのポイントは 2 ページ目に記載のとおり（以下のとおり）。

「地域の課題解決のための取組」であれば全ての事業を助成対象とする。

複数年度申請ができるようにする。

「今までに本助成金を受けたことがない団体」および「特定施策（都の重要施策）の推進につながる取組」については、初回の申請の補助率を 10/10 とし、それ以外は 1/2 とする。

特定分野については、同一分野で複数年申請をすると補助率は 2 年目から 1/2 となる。

補助限度額については、今までと変更なし。募集スケジュールは、資料記載のと

おり。

送付したガイドラインに、助成対象経費、Q & A や事業例などが記載されているので、ご覧いただきたい。また、24 年度の予算は 1 億円だが、不足した場合にはその時点で終了となる可能性があるので、申請は早めに行った方がよいと思われる。

(意見) 補助金が振り込まれるのがとても遅い。町会で立て替えておかなければならない。一度申請すれば、そんなに難しいものではない。貴重な財源になる。

(質問) 70 歳以上の方に記念品をお渡ししているが、対象になるか。

(事務局) 今、行っているものそのまま申請するのは難しい。

(意見) 防災のほうで区から支給されているものがあるが。

(事務局) 他から助成金が出ているものは、対象にはならない。

### (3) 協働事業について

資料 3 に基づき説明。

町会連合会として、区の協働事業提案制度に申請し、申請した事業が平成 23 年 12 月 28 日に採択された。事業内容は、区が災害協定を締結している福島県塙町の住民組織との相互交流である。相互に訪問し合い、合同の防災訓練や意見交換を行うものである。スケジュール等は資料のとおり。事業参加者を各支部から 2 ~ 3 名の選出をお願いしたい。

また、この交流事業は、光が丘地区住民組織連合協議会が、平成 23 年度に、前橋市の岩神町四丁目自治会と実施している。光連協の事業報告(案)を参考資料として添付した。

福島県塙町の方々と 30 ~ 50 名の規模で交流を行う訳であるが、場所が遠いため、宿泊となる予定。できる限り低額に抑えていきたいが、参加者の自己負担が発生すると思われる。ご協力をいただきたい。

(質問) どうしてこのような協定を結ぶことになったのか。

(事務局) 協働事業の申請で防災課との連携もあり、練馬区と前橋市が顔の見える住民間交流を行っていかうということになった。

### (4) 今後の日程について

資料 4 に基づき説明。各自、確認をお願いしたい。

## 5 その他

(1) 認知症サポーター養成講座および講師(キャラバン・メイト)の紹介について

[高齢社会対策課認知症対策係]

認知症サポーター養成講座と講師(キャラバン・メイト)の紹介。

講座と講師派遣の対象、時間、費用は資料のとおり。町会・自治会の会議や催しがあるときに、講師の派遣ができるので、是非ご利用いただきたい。

( 2 ) 「練馬区食育推進ネットワーク会議」のご紹介と「健康づくり協力店事業」の普及促進に関するお願い〔健康推進課栄養指導担当係〕

配布したパンフレットは、「不足しがちな野菜の摂取量を増やそう」「バランスの取れた食事をする人を増やそう」を目的に作成されている。詳細については、パンフレットの中を後ほどご覧いただきたい。

練馬区健康づくり協力店として登録している店舗が区内に 200 店舗程ある。パンフレット 30 ページに掲載のマークが付いた店舗が協力店である。この店舗では、栄養成分を表示したり、栄養情報を提供したり、レシピなどを区とのコラボレーションで作成し、レシピを店舗に置いたりしているので、是非ご利用を。

また、健康づくり環境整備事業として、保健相談所の職員が町会・自治会の皆様が集まる機会に訪問し、食を通じた健康づくりに関する情報提供やアドバイスをするなどの事業を行っている。お気軽にご利用いただきたい。

( 3 ) 子ども関連施策および文化芸術、生涯学習、スポーツ振興施策に関する組織の改正について〔経営改革担当課〕

平成 24 年度に組織改正が行われる。

改正の内容は、子ども関連施策担当部課を教育委員会へ移行すること、文化芸術、生涯学習、スポーツ振興に関する施策を区長部局において一元化すること、の 2 点である。

組織改正のイメージ図は、資料のとおり。

( 4 ) 「みどりの協定」締結のご案内〔みどり推進課みどり協働係〕

「みどりの協定」とは、区と町会・自治会が結ぶ、緑を増やすための協定である。この協定に基づき、皆様には「みどりの 5 か年計画」を作っていただく。そして、この計画に基づいて、区は様々な協力をし、その地域の緑を増やしていく。

平成 24 年 1 月現在、17 の地域の方々と協定を結んでいる。

協定地区内では、「生垣の 20,000 円補助（協定地区外では 10,000 円補助）」などの特典もあると聞いている。

地域でご検討いただき、緑の増加に取り組みたいとお考えの際は、みどり推進課へご連絡を。担当が詳しい説明に伺う。

( 5 ) 暴力団排除に関する取り組みについて〔光が丘警察署刑事組織犯罪対策課〕

この条例が施行され大きく変わった点は、「暴力団と交際しない」という理念が新たに加わったところである。これは社会全体で暴力団を排除しようということである。皆様にもご協力をお願いしたい。

資料「祭礼等からの暴力団排除に関する実行委員会規約（案）」は、露店商が暴力団であるのかなど、実行委員会が作成する取り決めルールの案である。様式等もついているので参考としてほしい。

( 6 ) 自転車対策地域協議会の設立に向けて〔練馬区都市整備公社〕

放置自転車や自転車利用者の交通ルール、マナーの欠如に起因する事故などの自転車問題を解決するため、駅ごとに町会・自治会も含めた地域団体に構成する地域協議会を設立していき、区と公社と地域の3者で連携・協力して、生活環境の維持・向上を図っていきたいとの趣旨の話であった。

また、将来、地域協議会に、現在公社が受託している駐輪場への案内・誘導業務をお任せすることや、駐輪場運營業務をお任せするようなことも考えているとのことであった。

この地域協議会は、時間をかけて各駅で設立していきたいとのことであったので、公社から話があったら、ご協力をお願いしたい。

(7) 義援金の御礼と日赤社資のお願いについて〔日本赤十字社〕

日本赤十字社から、義援金についてのお礼があった。また、5月が社資募集運動月間であるため、ご協力をお願いしたいとのことであった。詳細は資料のとおり。

(8) (仮称) 練馬区地域コミュニティ活性化プログラムの進捗状況について

〔地域振興課区民協働推進担当係〕

練馬区では、基本構想に基づき、地域コミュニティを活性化させる方策について検討している。昨年3月に検討懇談会を設置し、同11月までに議論を重ね、提言が出されたので、その内容を資料のとおり報告する。本編は後ほどご覧いただきたい。

この提言を受けて、現在は、区の庁内検討会議においてプログラムの内容を具体的に検討している。資料では、「3月にはその内容をまとめ、素案として公表、区民意見反映(パブリックコメント)制度により意見をいただき、5月にプログラムを策定。その後、モデル地域を選定し、10月からモデル地域においてプログラムを実施。」となっているが、現状ではスケジュールが1ヶ月程遅れる予定。

## 第8支部会の記録

1 日 時 平成 24 年 3 月 1 日 ( 木 ) 14 時 00 分から

2 場 所 北町地区区民館 多目的室

3 参加者 内田 正一 ( 北町一丁目一部町会会長・第 8 支部支部長 )  
金子 実 ( 北町一丁目二部町会会長・第 8 支部副支部長 )  
藁谷 光男 ( 北町三丁目町会会長・第 8 支部副支部長 )  
清野 勝巳 ( 北町二丁目町会会長代理 )

( 敬称略 )

事務局長 上岡 正道

地域振興課地域活動団体支援係長 関口 次男

地域振興課地域活動団体支援係 伊藤 陽子

4 挨拶 内田 正一 第 8 支部長

### 5 会議内容の要約

#### ( 1 ) 町会・自治会の支援策について

資料 1 に基づき説明。

支援事業の内容・金額については、昨年度と同様。以下、支援事業について簡単に説明する。

##### 自治活動推進補助事業

町会・自治会活動に対する財政的な補助。7 月 1 日を基準日とする町会・自治会名簿記載の世帯数に基づき、基礎割と世帯割の合算額を支給する。

##### 町会・自治会活動保険事業

町会・自治会活動に対する保険。保険の内容については、「町会・自治会活動保険のお知らせ」のとおり。飲酒・スポーツ等一部保険対象とならない場合がある。事故の際には、まず地域振興課へご連絡を。

##### 加入促進用パンフレット・ガイドブック冊子等の作成

加入促進用にパンフレット・ガイドブック冊子・デザインバック・町会エリアマップを作成。転入者向けに各区民事務所にて配布。その他、各町会において新しい住宅に対して個別に加入促進を行う場合にも是非活用していただきたい。

##### 掲示板建替等支援事業

町会・自治会所有掲示板の修繕に対する補助。補助率、補助上限等は資料のとおり

り。

#### 掲示板掲示委託事業

月に2回のポスター掲示に対する町会・自治会への委託料。

#### 町会・自治会会館の建設等に対する補助事業

町会・自治会会館の建設費等に係る経費の補助。補助率、補助上限等は資料のとおり。

#### 町会・自治会ホームページ作成支援事業

区がホームページの本体を立ち上げて、このページ上で、町会・自治会の団体概要や会費等の情報発信の支援を行うもの。現在は約100団体が登録済み。新規・更新する情報があれば随時受け付けている。いただく情報は紙面で結構である。是非連絡を。

また、今後、都市整備公社が行っている「景観まちづくり」ともリンクして、写真なども増やし、魅力的なものにしていきたいと思っている。

#### 自動体外式除細動器（AED）の貸出事業

町会・自治会の行事等で使用を希望する場合に、貸出を行っている。行事の前後1週間程度貸し出すことができる。電話予約可能。

資料の4ページに、これらの支援事業に関するスケジュールを記載している。ご確認いただき、申請漏れ等がないようお願いしたい。

また、公設掲示板の修繕について、今年も修繕希望調査を行うが、修繕の写真の添付を是非お願いしたい。優先順位をつけながら対応していきたいと考えている。

## （2）地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

1ページ目には、23年度の申請実績を記載。今年度は、年度途中から東日本大震災を受けて、「防災」「節電」に関する事業の申請ができるようになったため、申請数が増加した。備考欄には、募集の回数を記入している。

地域の底力再生事業は、これまでモデル事業として実施されてきたが、24年度から本格実施となり、制度の見直しが行われる。現段階での見直しのポイントは2ページ目に記載のとおり（以下のとおり）。

「地域の課題解決のための取組」であれば全ての事業を助成対象とする。

複数年度申請ができるようにする。

「今までに本助成金を受けたことがない団体」および「特定施策（都の重要施策）の推進につながる取組」については、初回の申請の補助率を10/10とし、それ以外は1/2とする。

特定分野については、同一分野で複数年申請をすると補助率は2年目から1/2と

なる。

補助限度額については、今までと変更なし。募集スケジュールは、資料記載のとおり。

送付したガイドラインに、助成対象経費、Q & A や事業例などが記載されているので、ご覧いただきたい。また、24年度の予算は1億円だが、不足した場合にはその時点で終了となる可能性があるため、申請は早めに行った方がよいと思われる。

### (3) 協働事業について

資料3に基づき説明。

町会連合会として、区の協働事業提案制度に申請し、申請した事業が平成23年12月28日に採択された。事業内容は、区が災害協定を締結している福島県塙町の住民組織との相互交流である。相互に訪問し合い、合同の防災訓練や意見交換を行うものである。スケジュール等は資料のとおり。事業参加者を各支部から2～3名の選出をお願いしたい。

また、この交流事業は、光が丘地区住民組織連合協議会が、平成23年度に、前橋市の岩神町四丁目自治会と実施している。光連協の事業報告(案)を参考資料として添付した。

福島県塙町の方々と30～50名の規模で交流を行う訳であるが、場所が遠いため、宿泊となる予定。できる限り低額に抑えていきたいが、参加者の自己負担が発生すると思われる。ご協力をいただきたい。

(質問) 福島県塙町と協定を結んだ理由はなにか。

(事務局) 事務局でも詳細は把握していないが、今回は住民レベルの顔が見える交流をしていきたいという趣旨。

### (4) 今後の日程について

資料4に基づき説明。各自、確認をお願いしたい。

### (5) その他について

(意見) 協力掲示板の申請基準はあるのか。

(事務局) 250平方メートルに1基という基準があり、公設掲示板で補えないところを町会の掲示板を協力掲示板に登録していただいている。

## 5 その他

(1) 認知症サポーター養成講座および講師(キャラバン・メイト)の紹介について

[高齢社会対策課認知症対策係]

認知症サポーター養成講座と講師(キャラバン・メイト)の紹介。

講座と講師派遣の対象、時間、費用は資料のとおり。町会・自治会の会議や催しがあるときに、講師の派遣ができるので、是非ご利用いただきたい。



(2)「練馬区食育推進ネットワーク会議」のご紹介と「健康づくり協力店事業」の普及促進に関するお願い〔健康推進課栄養指導担当係〕

配布したパンフレットは、「不足しがちな野菜の摂取量を増やそう」「バランスの取れた食事をする人を増やそう」を目的に作成されている。詳細については、パンフレットの中を後ほどご覧いただきたい。

練馬区健康づくり協力店として登録している店舗が区内に200店舗程ある。パンフレット30ページに掲載のマークが付いた店舗が協力店である。この店舗では、栄養成分を表示したり、栄養情報を提供したり、レシピなどを区とのコラボレーションで作成し、レシピを店舗に置いたりしているので、是非ご利用を。

また、健康づくり環境整備事業として、保健相談所の職員が町会・自治会の皆様が集まる機会に訪問し、食を通じた健康づくりに関する情報提供やアドバイスをするなどの事業を行っている。お気軽にご利用いただきたい。

(3)子ども関連施策および文化芸術、生涯学習、スポーツ振興施策に関する組織の改正について〔経営改革担当課〕

平成24年度に組織改正が行われる。

改正の内容は、子ども関連施策担当部課を教育委員会へ移行すること、文化芸術、生涯学習、スポーツ振興に関する施策を区長部局において一元化すること、の2点である。

組織改正のイメージ図は、資料のとおり。

(4)「みどりの協定」締結のご案内〔みどり推進課みどり協働係〕

「みどりの協定」とは、区と町会・自治会が結ぶ、緑を増やすための協定である。この協定に基づき、皆様には「みどりの5か年計画」を作っていただく。そして、この計画に基づいて、区は様々な協力をし、その地域の緑を増やしていく。

平成24年1月現在、17の地域の方々と協定を結んでいる。

協定地区内では、「生垣の20,000円補助(協定地区外では10,000円補助)」などの特典もあると聞いている。

地域でご検討いただき、緑の増加に取り組みたいとお考えの際は、みどり推進課へご連絡を。担当が詳しい説明に伺う。

(5)暴力団排除に関する取り組みについて〔光が丘警察署刑事組織犯罪対策課〕

この条例が施行され大きく変わった点は、「暴力団と交際しない」という理念が新たに加わったところである。これは社会全体で暴力団を排除しようということである。皆様にもご協力をお願いしたい。

資料「祭礼等からの暴力団排除に関する実行委員会規約(案)」は、露店商が暴力団であるのかなど、実行委員会が作成する取り決めルールの案である。様式等もついているので参考としてほしい。

( 6 ) 自転車対策地域協議会の設立に向けて〔練馬区都市整備公社〕

放置自転車や自転車利用者の交通ルール、マナーの欠如に起因する事故などの自転車問題を解決するため、駅ごとに町会・自治会も含めた地域団体で構成する地域協議会を設立していき、区と公社と地域の3者で連携・協力して、生活環境の維持・向上を図っていききたいとの趣旨の話であった。

また、将来、地域協議会に、現在公社が受託している駐輪場への案内・誘導業務をお任せすることや、駐輪場運営業務をお任せするようなことも考えているとのことであった。

この地域協議会は、時間をかけて各駅で設立していききたいとのことであったので、公社から話があったら、ご協力をお願いしたい。

( 7 ) 義援金の御礼と日赤社資のお願いについて〔日本赤十字社〕

日本赤十字社から、義援金についてのお礼があった。また、5月が社資募集運動月間であるため、ご協力をお願いしたいとのことであった。詳細は資料のとおり。

( 8 ) ( 仮称 ) 練馬区地域コミュニティ活性化プログラムの進捗状況について

〔地域振興課区民協働推進担当係〕

練馬区では、基本構想に基づき、地域コミュニティを活性化させる方策について検討している。昨年3月に検討懇談会を設置し、同11月までに議論を重ね、提言が出されたので、その内容を資料のとおり報告する。本編は後ほどご覧いただきたい。

この提言を受けて、現在は、区の庁内検討会議においてプログラムの内容を具体的に検討している。資料では、「3月にはその内容をまとめ、素案として公表、区民意見反映(パブリックコメント)制度により意見をいただき、5月にプログラムを策定。その後、モデル地域を選定し、10月からモデル地域においてプログラムを実施。」となっているが、現状ではスケジュールが1ヶ月程遅れる予定。

## 平成23年度 第2回 第10支部会

### 日時

平成24年2月25日(土曜日) 18時00分から19時00分まで

### 場所

光が丘プロムナード十番街集会室

### 出席者

高瀬 欣一(第10支部長)

福住 光永(プロムナード十番街自治会・第10副支部長)

高橋 司郎(大通り中央2号棟自治会・練馬区町会連合会副会長)

会長代理(光が丘第三A°-ト自治会)

川上 正夫(コーシャハイム光が丘第二自治会)

会長代理(コーシャハイム光が丘第三自治会)

名嘉山 興喜(コーシャハイム光が丘第四自治会)

阿瀬見 宏(いちよう通り東第一団地管理組合)

古屋 直樹(いちよう通り東第三団地自治会)

渡辺 佳明(いちよう通り東第三団地自治会)

石田 良平(いちよう通り東第三団地管理組合)

石川 芳昭(いちよう通り八番街団地管理組合)

竹谷 恭子(四季の香式番街自治会)

橋上 成夫(四季の香式番街4・5号棟自治会)

手塚 俊雄(光が丘パークタウン公園南住宅自治会)

会長代理(大通り北団地管理組合)

三宅 彰(光が丘大通り南7-3-1自治会)

橋井 鋤夫(自治と防災・防犯の会「春の風」自治会)

木谷 八士(光が丘7-7-1号棟自治会)

寺田 勉(光が丘7丁目7番6号棟・7号棟・8号棟自治と防災の会  
さとざくら)

宇佐見 純一(光が丘7-8-1自治会)

(敬称略)

関口 次男(地域振興課地域活動団体支援係長)

渡邊 政努(地域振興課地域活動団体支援係)

計23名

## 1 開会挨拶

高瀬 欣一（第10支部長）

高橋 司郎（大通り中央2号棟自治会・練馬区町会連合会副会長）

## 2 議題

### (1) 町会・自治会の支援策について

資料1に基づき説明。

平成24年度の町会・自治会支援事業について説明する。

#### 自治活動推進補助事業

区では町会・自治会に対して財政的な補助支援を行っている。補助額については、7月1日を基準日とする基礎割と世帯割の合算額となっている。

#### 町会・自治会活動保険補助事業

町会・自治会の活動中に怪我をされた場合、区が加入している活動保険を利用していただきたい。詳細は、「町会・自治会活動保険のお知らせ」のとおりである。怪我の際には、地域振興課に連絡していただきたい。

#### 加入促進用パンフレット・ガイドブック冊子等の作成

加入促進用にパンフレット・ガイドブック冊子・デザインバックなどを作成しており、転入者向けに各区民事務所で配布をしている。その他、各町会・自治会で個別に加入促進を行う場合は、活用していただきたい。

#### 掲示板建替等支援事業

町会・自治会で所有している掲示板の修繕や建て替えなどに対する補助である。補助金額に関する内容は資料のとおりである。

#### 掲示板掲示委託事業

行政等から月に2回送っているポスターを、公設掲示板に掲示していただくための委託料は3万円である。

#### 町会・自治会会館の建設等に対する補助事業

町会・自治会会館の建設費等に係る経費の補助である。補助金額に関する内容は資料のとおりである。

#### 町会・自治会ホームページ作成支援事業

区がホームページの本体を立ち上げて、このページ上で町会・自治会の団体概要や会費等の情報発信を行っている。現在、約100団体が登録済みである。新規・更新の受付けは随時行っているため、地域振興課まで連絡していただきたい。

#### 自動体外式除細動器（AED）の貸出事業

町会・自治会の行事等でAEDの使用を希望する場合、地域振興課で

貸出しを行っている。行事の前後 1 週間程度の貸出しができるので、地域振興課まで連絡していただきたい。

資料 4 ページに、説明をした支援事業のスケジュールを記載しているので、ご覧いただきたい。

公設掲示板の修繕については、限られた予算と時間の中で、痛み具合のひどいものから順次対応をさせていただくので、公設掲示板の破損状況が分かる写真を修繕希望調査票とともに提出していただきたい。

## (2) 地域の底力再生事業について

資料 2 に基づき説明。

地域の底力再生事業は東京都が行っている事業である。資料の 1 ページ目に平成 23 年度の申請実績を記載した。今年度は、東日本大震災を受けて「防災」「節電」に関する事業の申請が多かった。

平成 23 年度まではモデル事業として、底力再生事業を行ってきたが、平成 24 年度から、本格実施となり制度の見直しがあった。見直しの内容については資料の 2 ページのとおりである。

すでに、町会・自治会にはガイドラインを送付しているので、内容を確認していただきたい。

## (高橋会長)

「防犯」と「防災」は密接につながっており、切り分けることが難しいと思うが、各町会・自治会で企画書を作成し、早めに地域振興課に申請していただきたい。

## (3) 協働事業について

資料 3 に基づき説明。

町会連合会は災害時応援協定締結自治体との住民同士の連携・交流事業という事業名で協働事業提案制度に申請した。平成 23 年 12 月 28 日にこの事業は採択され、今後、区が災害協定を締結している福島県塙町の住民組織と相互交流を行っていく。スケジュール等は資料のとおりである。事業の実施に伴い、各支部から 2 ~ 3 名の選出をお願いしたい。また、現地での交流を検討しており宿泊となる予定である。保養施設の補助などを活用しながら、できるだけ低額に抑えていきたいが、参加者の自己負担が発生する。ご理解いただきたい。

この交流事業は光が丘地区住民組織連合協議会が平成 23 年度に、前橋市

岩神町四丁目自治会とすでに実施しているものである。資料に光が丘地区住民組織連合協議会の交流事業をまとめているので確認いただきたい。

(4) 今後の日程について

資料4に基づき説明。各自、確認いただきたい。

(質問・意見)

特になし。

(5) その他

(質問・意見)

特になし。

3 その他

(1) 認知症サポーター要請講座および講師(キャラバン・メイト)の紹介について

【高齢社会対策課認知症対策係】

認知症について学び、対応方法や専門の相談窓口など具体的で役立つ知識を身につけていただくために、講師(キャラバン・メイト)を派遣する。

派遣に係る対象、時間、費用は資料のとおりである。

(高橋会長)

光が丘地域でも認知症の方が増えている。今回の講師派遣を活用し、対応策を検討していただきたい。

(2) 「練馬区食育推進ネットワーク会議」の紹介と「健康づくり協力店事業」の普及促進に関するお願い

【健康推進課栄養指導担当係】

配布したパンフレットは「不足しがちな野菜の摂取量を増やそう」「バランスの取れた食事をする人を増やそう」を目的に作成した。詳細についてはパンフレットをご覧ください。このパンフレットの配布場所は、図書館、JAあおば直売所、保険相談所、ふるさと文化館、健康推進課、都市農業課である。

また、健康づくり環境整備事業として、保険相談所の職員が町会・自治会の皆様が集まる機会に訪問し、食を通じた健康づくりに関する情報提供やアドバイスを行っている。気軽に利用していただきたい。

- (3) 子ども関連施策および文化芸術、生涯学習、スポーツ振興課施策に関する組織の改正について

【経営改革担当課】

基本構想、長期計画を効率的に推進する体制を構築するため、平成24年度から組織改正を行う。

改正の内容は、子ども関連施策担当部課を教育委員会へ移行すること、文化芸術、生涯学習、スポーツ振興に関する施策を区長部局において一元化すること、の2点である。

組織改正のイメージ図は資料のとおりである。

- (4) 「みどりの協定」締結のご案内

【みどり推進課みどり協働係】

みどり協定は区と町会・自治会が結ぶ、緑を増やすための協定である。平成24年1月現在、17の地域の方々と協定を結んでおり、協定地区内では、「苗木の供給」「生垣や屋上緑化の2万円補助（協定地区外では1万円補助）」などを行っている。協定地区の範囲は資料のとおりである。

- (5) 暴力団排除に関する取り組みについて

【光が丘警察署刑事組織犯罪対策課】

祭礼等からの暴力団排除に関する実行委員会規約（案）は、お祭りの出店に暴力団を参加させないという内容になっている。従来よりも、出店の申し込みが厳しくなったので、資料をご覧いただきたい。

東京都暴力団排除条例は今まで、「暴力団を恐れない」「暴力団にお金を出さない」「暴力団を利用しない」という理念であったが、今回の改正で新たに「暴力団と交際しない」という理念を加えた。詳細は資料のとおりである。町会・自治会で内容を確認していただきたい。

（高橋会長）

光が丘地域でも暴力団関係者の事件が数件起こっている。暴力団関係者と、どのように向き合っていくかが今後の課題である。

- (6) 自転車対策地域協議会の設立に向けて

【練馬区都市整備公社】

放置自転車や自転車利用者の交通ルール、マナーの欠如による自転車事故をなくすために、駅ごとに町会・自治会も含めた地域団体で構成する地域協議会を設立する。その際に、町会・自治会と区と練馬区都市整備公社

で連携・協力し合いながら、生活環境の維持および向上を図っていきたい。  
自転車対策協議会に関する詳細は資料をご覧ください。

(高橋会長)

光が丘地域については、すでに区の交通安全課とともに「光が丘駅自転車対策協議会」を設置している。よって、現段階では、「自転車対策地域協議会」という名称で活動を行うことは考えていない。今後、この活動の必要性が出てきた際に検討していく。

(7) 義援金の御礼と日赤社資のお願いについて

【日本赤十字社】

町会・自治会の皆様には、義援金にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

被災地での支援活動を含めた日本赤十字社の活動資金（社資）へのご協力をお願いしたい。平成24年5月が社資募集運動月間である。詳細は資料のとおりである。

(8) (仮称)練馬区地域コミュニティ活性化プログラムの進捗状況について

【地域振興課区民共協働推進担当課】

練馬区では、基本構想に基づき、地域コミュニティを活性化させる方策について検討している。昨年3月に検討懇談会を設置し、同11月までに議論を重ね、提言が出されたので、その内容を資料のとおり報告する。内容については、後ほどご覧いただきたい。

この提言を受けて、現在は、区の庁内検討会議においてプログラムの内容を具体的に検討している。今年3月にその内容をまとめ、5月ごろに素案を公表する予定である。今後、モデル地域等の選定を行っていくので、その時にご協力いただきたい。

閉会



## 平成23年度 第2回 第11支部会

### 日時

平成24年3月15日(木曜日) 14時00分から15時00分まで

### 場所

谷原出張所 谷原コミュニティ室

### 出席者

上原 正義(谷原町会・第11支部長)  
宮部 忠孝(高野台町会・第11副支部長)  
大沢 忍(富士見台町会 会長代理)  
八方 孝雄(南田中町会 会長代理)  
松井 久七(6号棟自治会)  
平原 春好(石神井町一丁目東町会)

敬称略

関口 次男(地域振興課地域活動団体支援係長)  
渡邊 政努(地域振興課地域活動団体支援係)

計8名

### 1 開会挨拶

上原 正義(谷原町会・第11支部長)

### 2 議題

#### (1) 町会・自治会の支援策について

資料1に基づき説明。

平成24年度の町会・自治会支援事業について説明する。

##### 自治活動推進補助事業

区では町会・自治会に対して財政的な補助支援を行っている。補助額については、7月1日を基準日とする基礎割と世帯割の合算額となっている。

##### 町会・自治会活動保険補助事業

町会・自治会の活動中に怪我をされた場合、区が加入している活動保険を利用していただきたい。詳細は、「町会・自治会活動保険のお知らせ」のとおりである。怪我の際には、地域振興課に連絡していただきたい。

加入促進用パンフレット・ガイドブック冊子等の作成

加入促進用にパンフレット・ガイドブック冊子・デザインバックなどを作成しており、転入者向けに各区民事務所で配布をしている。その他、各町会・自治会で個別に加入促進を行う場合は、活用していただきたい。

#### 掲示板建替等支援事業

町会・自治会で所有している掲示板の修繕や建て替えなどに対する補助である。補助金額に関する内容は資料のとおりである。

#### 掲示板掲示委託事業

行政等から月に2回送っているポスターを、公設掲示板に掲示していただくための委託料は3万円である。

#### 町会・自治会会館の建設等に対する補助事業

町会・自治会会館の建設費等に係る経費の補助である。補助金額に関する内容は資料のとおりである。

#### 町会・自治会ホームページ作成支援事業

区がホームページの本体を立ち上げて、このページ上で町会・自治会の団体概要や会費等の情報発信を行っている。現在、約100団体が登録済みである。新規・更新の受付は随時行っているため、地域振興課まで連絡していただきたい。

#### 自動体外式除細動器（AED）の貸出事業

町会・自治会の行事等でAEDの使用を希望する場合、地域振興課で貸出しを行っている。行事の前後1週間程度の貸出しができるため、地域振興課まで連絡していただきたい。

資料4ページに、説明をした支援事業のスケジュールを記載しているので、ご覧いただきたい。

公設掲示板の修繕については、限られた予算と時間の中で、痛み具合のひどいものから順次対応をさせていただくので、公設掲示板の破損状況が分かる写真を修繕希望調査票とともに提出していただきたい。

#### （質問）

活動保険は回覧板や配布物の搬送も対象であると記載してあるが、町会の方が回覧板を隣の家に持っていき際に起きた事故も対象となるという理解で良いか。

#### （事務局）

そのとおりである。回覧板を持っていき際に起こった事故も保障の対象である。

#### （質問）

事前に町会・自治会の活動内容を区に伝えなければ保障は受けられないのか。

(事務局)

事前に活動内容を伝えなくても保障は受けられる。事故が起こった際は、地域振興課に連絡していただきたい。

(2) 地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

地域の底力再生事業は東京都が行っている事業である。資料の1ページ目に平成23年度の申請実績を記載した。今年度は、東日本大震災を受けて「防災」「節電」に関する事業の申請が多かった。

平成23年度まではモデル事業として、底力再生事業を行ってきたが、平成24年度から、本格実施となり制度の見直しがあった。見直しの内容については資料の2ページのとおりである。

すでに、町会・自治会にはガイドラインを送付しているので、内容を確認していただきたい。

(質問)

複数年度の申請が可能という意味を教えてください。

(事務局)

平成23年までは、1つの事業区分で申請をした場合、その事業区分で再度申請することができなかった。しかし、平成24年度からは、一度申請した事業区分でも、次年度以降に再度申請することが可能となった。という意味である。

(3) 協働事業について

資料3に基づき説明。

町会連合会は災害時応援協定締結自治体との住民同士の連携・交流事業という事業名で協働事業提案制度に申請した。平成23年12月28日にこの事業は採択され、今後、区が災害協定を締結している福島県塙町の住民組織と相互交流を行っていく。スケジュール等は資料のとおりである。事業の実施に伴い、各支部から2～3名の選出をお願いしたい。また、現地での交流を検討しており宿泊となる予定である。保養施設の補助などを活用しながら、できるだけ低額に抑えていきたいが、参加者の自己負担が発生する。ご理解いただきたい。

この交流事業は光が丘地区住民組織連合協議会が平成23年度に、前橋市

岩神町四丁目自治会とすでに実施しているものである。資料に光が丘地区住民組織連合協議会の交流事業をまとめているので、ご確認いただきたい。

(質問・意見)

特になし。

(4) 今後の日程について

資料4に基づき説明。各自、確認いただきたい。

(質問・意見)

特になし。

(5) その他

(質問・意見)

特になし。

### 3 その他

(1) 認知症サポーター要請講座および講師(キャラバン・メイト)の紹介について

【高齢社会対策課認知症対策係】

認知症について学び、対応方法や専門の相談窓口など具体的で役立つ知識を身につけていただくために、講師(キャラバン・メイト)を派遣する。派遣に係る対象、時間、費用は資料のとおりである。

(2) 「練馬区食育推進ネットワーク会議」の紹介と「健康づくり協力店事業」の普及促進に関するお願い

【健康推進課栄養指導担当係】

配布したパンフレットは「不足しがちな野菜の摂取量を増やそう」「パランスの取れた食事をする人を増やそう」を目的に作成した。詳細についてはパンフレットをご覧ください。このパンフレットの配布場所は、図書館、JAあおば直売所、保険相談所、ふるさと文化館、健康推進課、都市農業課である。

また、健康づくり環境整備事業として、保険相談所の職員が町会・自治会の皆様が集まる機会に訪問し、食を通じた健康づくりに関する情報提供やアドバイスを行っている。気軽に利用していただきたい。

(3) 子ども関連施策および文化芸術、生涯学習、スポーツ振興課施策に関する

る組織の改正について

【経営改革担当課】

基本構想、長期計画を効率的に推進する体制を構築するため、平成24年度から組織改正を行う。

改正の内容は、子ども関連施策担当部課を教育委員会へ移行すること、文化芸術、生涯学習、スポーツ振興に関する施策を区長部局において一元化すること、の2点である。

組織改正のイメージ図は資料のとおりである。

(4) 「みどりの協定」締結のご案内

【みどり推進課みどり協働係】

みどり協定は区と町会・自治会が結ぶ、緑を増やすための協定である。平成24年1月現在、17の地域の方々と協定を結んでおり、協定地区内では、「苗木の供給」「生垣や屋上緑化の2万円補助（協定地区外では1万円補助）」などを行っている。協定地区の範囲は資料のとおりである。

(5) 暴力団排除に関する取り組みについて

【光が丘警察署刑事組織犯罪対策課】

祭礼等からの暴力団排除に関する実行委員会規約（案）は、お祭りの出店に暴力団を参加させないという内容になっている。従来よりも、出店の申し込みが厳しくなったので、資料をご覧いただきたい。

東京都暴力団排除条例は今まで、「暴力団を恐れない」「暴力団にお金を出さない」「暴力団を利用しない」という理念であったが、今回の改正で新たに「暴力団と交際しない」という理念を加えた。詳細は資料のとおりである。町会・自治会で内容を確認して欲しい。

(6) 自転車対策地域協議会の設立に向けて

【練馬区都市整備公社】

放置自転車や自転車利用者の交通ルール、マナーの欠如による自転車事故をなくすために、駅ごとに町会・自治会も含めた地域団体で構成する地域協議会を設立する。その際に、町会・自治会と区と練馬区都市整備公社で連携・協力し合いながら、生活環境の維持および向上を図っていききたい。

自転車対策協議会に関する詳細は資料をご覧いただきたい。

(7) 義援金の御礼と日赤社資のお願いについて

【日本赤十字社】

町会・自治会の皆様には、義援金にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

被災地での支援活動を含めた日本赤十字社の活動資金（社資）への協力をお願いしたい。平成24年5月が社資募集運動月間である。詳細は資料のとおりである。

(8) (仮称)練馬区地域コミュニティ活性化プログラムの進捗状況について  
【地域振興課区民共協働推進担当課】

練馬区では、基本構想に基づき、地域コミュニティを活性化させる方策について検討している。昨年3月に検討懇談会を設置し、同11月までに議論を重ね、提言が出されたので、その内容を報告する。内容については、後ほどご覧いただきたい。

この提言を受けて、現在は、区の庁内検討会議においてプログラムの内容を具体的に検討している。今年3月にその内容をまとめ、素案として公表する予定であったが、検討に時間をかけているため、スケジュールの変更が予想される。ご理解いただきたい。

(質問)

組織改正に関する話があったが、地域振興課は区役所本庁舎9階から場所が変わるのか。また、電話番号は変わらないのか。

(事務局)

変わらない。本庁舎9階のままである。電話番号も今までのままである。

(質問)

支部会で話した内容は、町会・自治会だけでなく防災会にも伝えているのか。

(事務局)

防災会には伝えていない。支部会の内容は町会・自治会に伝えている。

閉会

## 平成 23 年度 第 2 回 第 12 支部会 議事録

**日 時** 平成 24 年 3 月 9 日 (金曜日) 14 時 00 分から 15 時 40 分

**場 所** 石神井公園区民交流センター 会議室 2・3

**出席者** 出村 喬 (都営上石神井団地自治会会長・支部長)  
豊田 茂光 (石神井町石神町会会長・副支部長)  
渡邊 雍重 (石神井町和田町会会長・町会連合会会長)  
今井 稔 (石神井町 2 丁目第 3 アパートさんろく自治会会長)  
富岡 哲夫 (石神井町池淵町会会長代理)  
宮野 正夫 (石神井ハイツ自治会会長)  
栗原 秀雄 (石神井台東町会会長代行)  
本橋 文夫 (石神井台沼辺町会会長)  
吉田 京子 (石神井台沼辺町会副会長)  
本橋 敏昭 (石神井台中央町会会長)  
本橋 成夫 (下石神井坂下町会会長)  
山下 正治 (下石神井本睦町会会長)  
古谷 茂雄 (豊島橋町会会長)  
堀尾 隆三 (南石神井親交会会長)

敬称略

関口 次男 (地域振興課地域活動団体支援係長)

篠崎 悠祐 (地域振興課地域活動団体支援係)

計 16 名

**1 開会挨拶** 出村 喬 支部長  
渡邊 雍重 町会連合会会長  
出席者自己紹介  
事務局自己紹介

### **2 議題**

(1) 町会・自治会の支援策について

資料 1 に基づき説明。

支援事業の内容・金額については、昨年度と同様。以下、支援事業について簡単に説明する。

自治活動推進補助事業

町会・自治会活動に対する財政的な補助。7 月 1 日を基準日とする町会・自治会名簿記載の世帯数に基づき、基礎割と世帯割の合算額を支給する。

町会・自治会活動保険事業

町会・自治会活動に対する保険。保険の内容については、「町会・自治会活動保険のお知らせ」のとおり。飲酒・スポーツ等一部保険対象とならない場合がある。事故の際には、まず地域振興課へご連絡を。

加入促進用パンフレット・ガイドブック冊子等の作成

加入促進用にパンフレット・ガイドブック冊子・デザインバック・町会エリアマップを作成。転入者向けに各区民事務所にて配布。その他、各町会において新しい住宅に

対して個別に加入促進を行う場合にも是非活用していただきたい。

#### 掲示板建替等支援事業

町会・自治会所有掲示板の修繕に対する補助。補助率、補助上限等は資料のとおり。

#### 掲示板掲示委託事業

月に2回のポスター掲示に対する町会・自治会への委託料。

#### 町会・自治会会館の建設等に対する補助事業

町会・自治会会館の建設費等に係る経費の補助。補助率、補助上限等は資料のとおり。

#### 町会・自治会ホームページ作成支援事業

区がホームページの本体を立ち上げて、このページ上で、町会・自治会の団体概要や会費等の情報発信の支援を行うもの。現在は約100団体が登録済み。新規・更新する情報があれば随時受け付けている。いただく情報は紙面で結構である。是非連絡を。また、今後、都市整備公社が行っている「景観まちづくり」ともリンクして、写真なども増やし、魅力的なものにしていきたいと思っている。

#### 自動体外式除細動器（AED）の貸出事業

町会・自治会の行事等で使用を希望する場合に、貸出を行っている。行事の前後1週間程度貸し出すことができる。電話予約可能。

資料の4ページに、これらの支援事業に関するスケジュールを記載している。ご確認いただき、申請漏れ等がないようお願いしたい。

また、公設掲示板の修繕について、今年も修繕希望調査を行うが、修繕の写真の添付を是非お願いしたい。優先順位をつけながら対応していきたいと考えている。

（意見）町会・自治会で、もちつき大会を開催するにあたり役員会を行うことになり、その役員会会場に向かう途中で、自転車で転倒して骨折し、この保険の申請を行ったところである。是非、各町会・自治会の役員の皆様にも、この保険があるということを知ってもらうことが重要であると思う。

## （2）地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

1ページ目には、23年度の申請実績を記載。今年度は、年度途中から東日本大震災を受けて、「防災」「節電」に関する事業の申請ができるようになったため、申請数が増加した。団体名欄に書かれてある数字は、助成金利用回数を示す。金額欄は助成金額の目安。備考欄には、募集の回数を記入している。

地域の底力再生事業は、これまでモデル事業として実施されてきたが、24年度から本格実施となり、制度の見直しが行われる。現段階での見直しのポイントは2ページ目に記載のとおり（以下のとおり）。

「地域の課題解決のための取組」であれば全ての事業を助成対象とする。

複数年度申請ができるようにする。

「今までに本助成金を受けたことがない団体」および「特定施策（都の重要施策）の推進につながる取組」については、初回の申請の補助率を10/10とし、それ以外は1/2とする。



特定分野については、24年度は10/10の補助となるが、複数年申請をすると補助率は2年目から1/2となる。

補助限度額については、今までと変更なし。募集スケジュールは、資料記載のとおり。

申請をする場合には、地域振興課へまずご連絡を。事業内容を確認し、相談しながら、企画書等を作成していきたいと考えている。また、24年度の予算は1億円だが、不足した場合にはその時点で終了となる可能性があるため、申請は早めに行った方がよいと思われる。

(質問) 敬老事業でお渡しする記念品は助成対象となるか。

(事務局) 特定の人に贈る記念品は助成対象外となる。事業を行うための案内状に係る経費や会場使用料などは対象となる。

(質問) 具体例として、記念品にタオルセットを贈っているが、これは対象になるか。

(事務局) 助成対象外となる。

(質問) 高齢者の介護や病気について講演をする場合、その講師に対する謝礼は対象となるか。

(事務局) 助成対象となる。講師謝礼や案内状送付に伴う経費、会場使用料などは助成対象となる。公金なので、プレゼントのような性質のものは対象外となる。

(質問) お茶やお菓子はどうか。

(事務局) 助成対象外となる。ただし、打合せ時のペットボトル程度は助成対象となる。催し物で飲食するものは対象外となる。

(質問) 高齢者の見守り活動とはどういったものか。

(事務局) これに関しては、これまでの事例がないので、詳細は分からない。見守りというと、町会・自治会の皆様が、地域の中で、高齢者の方々への声かけ運動を行ったり、これに関係するイベントを行ったりすることが考えられる。申請があれば、東京都の担当者とも相談していきたい。

(質問) 防災訓練時の訓練費用は助成対象となるか。

(事務局) 町会・自治会で行う訓練は対象となる。特定分野での申請となる。例えば、炊き出し訓練の材料費や、講演会をする場合の謝礼、ヘルメットやジャンパーなどの物品購入も認められる。

(事務局) 2月末にガイドラインを送付した。このガイドラインに、助成対象経費、Q&Aや事業例などが記載されているので、是非ご覧いただきたい。

### (3) 協働事業について

資料3に基づき説明。

町会連合会として、区の協働事業提案制度に申請し、申請した事業が平成23年12月28日に採択された。事業内容は、区が災害協定を締結している福島県塙町の住民組織との相互交流である。相互に訪問し合い、合同の防災訓練や意見交換を行うものである。スケジュール等は資料のとおり。事業参加者を各支部から2~3名の選出をお願いしたい。

また、この交流事業は、光が丘地区住民組織連合協議会が、平成23年度に、前橋市の岩神町四丁目自治会と実施している。光連協の事業報告(案)を参考資料として添付した。

福島県塙町の方々と 30～50 名の規模で交流を行う訳であるが、場所が遠いため、宿泊となる予定。できる限り低額に抑えていきたいが、参加者の自己負担が発生すると思われる。ご協力をいただきたい。

(質問・意見) 特になし。

(4) 今後の日程について

資料 4 に基づき説明。各日程を確認。

(5) その他

(質問・意見) 特になし。

### 3 その他

(1) 認知症サポーター養成講座および講師(キャラバン・メイト)の紹介について

〔高齢社会対策課認知症対策係〕

認知症サポーター養成講座と講師(キャラバン・メイト)の紹介。

講座と講師派遣の対象、時間、費用は資料のとおり。町会・自治会の会議や催しがあるときに、講師の派遣ができるので、是非ご利用いただきたい。

(2) 「練馬区食育推進ネットワーク会議」のご紹介と「健康づくり協力店事業」の普及促進に関するお願い〔健康推進課栄養指導担当係〕

配布したパンフレットは、「不足しがちな野菜の摂取量を増やそう」「バランスの取れた食事をする人を増やそう」を目的に作成されている。レシピなど詳細については、パンフレットの中を後ほどご覧いただきたい。

練馬区健康づくり協力店として登録している店舗が区内に 200 店舗程ある。パンフレット 30 ページに掲載のマークが付いた店舗が協力店である。この店舗では、栄養成分を表示したり、栄養情報を提供している。是非ご利用を。

また、健康づくり環境整備事業として、保健相談所の職員が町会・自治会の皆様が集まる機会に訪問し、食を通じた健康づくりに関する情報提供やアドバイスをするなどの事業を行っている。お気軽にご利用いただきたい。

(3) 子ども関連施策および文化芸術、生涯学習、スポーツ振興施策に関する組織の改正について〔経営改革担当課〕

平成 24 年度に組織改正が行われる。

改正の内容は、子ども関連施策担当部課を教育委員会へ移行すること、文化芸術、生涯学習、スポーツ振興に関する施策を区長部局において一元化すること、の 2 点である。

組織改正のイメージ図は、資料のとおり。

(4) 「みどりの協定」締結のご案内〔みどり推進課みどり協働係〕

「みどりの協定」とは、区と町会・自治会が結ぶ、緑を増やすための協定である。こ

の協定に基づき、皆様には「みどりの5か年計画」を作っていただく。そして、この計画に基づいて、区は様々な協力をし、その地域の緑を増やしていく。

平成24年1月現在、17の地域の方々と協定を結んでいる。

協定地区内では、「生垣の20,000円補助（協定地区外では10,000円補助）」などの特典もあると聞いている。

地域でご検討いただき、緑の増加に取り組みたいとお考えの際は、みどり推進課へご連絡を。担当が詳しい説明に伺う。

(5) 暴力団排除に関する取り組みについて〔光が丘警察署刑事組織犯罪対策課〕

この条例が施行され大きく変わった点は、「暴力団と交際しない」という理念が新たに加わったところである。これは社会全体で暴力団を排除しようということである。皆様にもご協力をお願いしたい。

資料「祭礼等からの暴力団排除に関する実行委員会規約（案）」は、露店商が暴力団であるのかなど、実行委員会が作成する取り決めルールの案である。様式等もついているので参考としてほしい。

その他不明な点があったら、暴追区民センター（0120-893-240）または区内3警察署にご連絡を。

(質問) 条例の施行に伴い、こういったことを義務的に行う必要があるか。

(事務局) 義務ではないと思うが、関与させないように努める必要はある。詳しくは警察署に問い合わせしてほしい。

(事務局) 素性がはっきりしている露店商であれば問題ないと思われる。素性が分からず、確認をしたい場合には、こういった規約、根拠を作って、出店希望者に身分証明書を提出させて、警察に照会をするという手続きを行うことになる。具体的に行う際には、警察署に相談して進めてほしい。このひながたはその案として情報提供を受けたものである。

(6) 自転車対策地域協議会の設立に向けて〔練馬区都市整備公社〕

放置自転車や自転車利用者の交通ルール、マナーの欠如に起因する事故などの自転車問題を解決するため、駅ごとに町会・自治会も含めた地域団体に構成する地域協議会を設立していき、区と公社と地域の3者で連携・協力して、生活環境の維持・向上を図っていきたいとの趣旨の話であった。

また、将来、地域協議会に、現在公社が受託している駐輪場への案内・誘導業務をお任せすることや、駐輪場運營業務をお任せするようなことも考えているとのことであった。

この地域協議会は、時間をかけて各駅で設立していきたいとのことであったので、公社から話があったら、ご協力をお願いしたい。

(7) 義援金の御礼と日赤社資のお願いについて〔日本赤十字社〕

日本赤十字社から、義援金についてのお礼があった。また、5月が社資募集運動月間であるため、ご協力をお願いしたいとのことであった。詳細は資料のとおり。

( 8 )( 仮称 ) 練馬区地域コミュニティ活性化プログラムの進捗状況について

〔 地域振興課区民協働推進担当係 〕

練馬区では、基本構想に基づき、地域コミュニティを活性化させる方策について検討している。昨年 3 月に検討懇談会を設置し、同 11 月までに議論を重ね、提言が出されたので、その内容を資料のとおり報告する。本編は後ほどご覧いただきたい。

この提言を受けて、現在は、区の庁内検討会議においてプログラムの内容を具体的に検討している。資料では、「3 月にはその内容をまとめ、素案として公表、区民意見反映（パブリックコメント）制度により意見をいただき、5 月にプログラムを策定。その後、モデル地域を選定し、10 月からモデル地域においてプログラムを実施。」となっているが、現状ではスケジュールが 1 ヶ月程遅れる予定。

～ その他意見交換 ～

( 意見 ) 自分の町会は、小さい規模で役員も高齢化してきている。先日行われた役員会でも、若い人を巻き込んだ行事を行うなど工夫をしていかなければいけない、といった意見も出ているところである。ただ、自主的に行事を行うといっても、資金面でなかなか行事を行うことが困難な状況。そこで、周辺の町会・自治会でいう行事に参加させていただければと考えているが、お祭りや防災訓練など、いつどこでどんな行事が行われているのかといった情報がなかなか入手できないでいる。小学生くらいまでの子どもが参加できるような行事の情報を教えてもらえないだろうか。あるいは、どのように情報収集をしたらよいただろうか。

( 意見 ) 石神井小学校でやる行事については、近辺の掲示板には掲示している。情報は積極的に取りにいった方がよい。

( 意見 ) 地区祭などは区報を見ると情報が掲載されている。その他、青少年育成などの関係で小学校に出入りしているようであれば、小学校から様々な行事の情報は入手できる。

**閉会挨拶**

豊田 茂光 副支部長

以上

## 平成 23 年度 第 2 回 第 13 支部会 議事録

**日 時** 平成 24 年 3 月 12 日 (月曜日) 14 時 00 分から 15 時 50 分

**場 所** 関コミュニティ室

**出席者** 渡邊 雍重 (町会連合会会長)  
土屋 和三 (立野町会会長・連絡員)  
高橋 勝雄 (練馬区関町北三丁目町会会長)  
土屋 均 (関町南北町会会長)  
渡辺 芳男 (都営関町南四丁目第 2 アパート自治会会長)  
田中 義和 (関町町会会長)  
岡田えみ子 (ファミリーシティ武蔵関管理組合理事長代理)

菅原 憲視 (関地域支援推進員担当事務局長)

敬称略

関口 次男 (地域振興課地域活動団体支援係長)

篠崎 悠祐 (地域振興課地域活動団体支援係)

計 10 名

### 1 開会挨拶

土屋 和三 支部長  
渡邊 雍重 町会連合会会長  
出席者自己紹介  
事務局自己紹介

～ 冒頭挨拶での意見交換等 ～

(意見) 関・立野地区は、練馬区の端に位置している。防災の会議にしても何にしても、中央の地域で行われている。区は中央だけではなく、こういった地域でも会議を行うなど、力を入れてほしい。

(意見) 区の会合は全部中央で行われている。我々は地域を大切に活動しているので、地域の行事を重視すると、時間の都合上なかなか行きにくい。できれば、区の会合等を、区内を 3 分割にするなど地域を区切ってもう少し近い場所で行ってほしい。今後は、できる限りそういった配慮をお願いしたい。

(事務局) 町会連合会として、年に 2 回、こういった地域の会議を開催させていただいている。皆さんお忙しい会長職に就かれているので、全員の方が参加できるというのはなかなか難しいとは思いますが、日程調整を行い、できる限り参加してもらえようように努めていく。また、この支部会は区からの情報提供だけではなく、地域の課題について地域の皆さんで話し合う場でもあると思っている。本日は、ご意見やご要望等をいただき、区等へ伝えていくよい機会である。よろしくをお願いしたい。

### 2 議題

(1) 町会・自治会の支援策について  
資料 1 に基づき説明。

支援事業の内容・金額については、昨年度と同様。以下、支援事業について簡単に説明する。

#### 自治活動推進補助事業

町会・自治会活動に対する財政的な補助。7月1日を基準日とする町会・自治会名簿記載の世帯数に基づき、基礎割と世帯割の合算額を支給する。

#### 町会・自治会活動保険事業

町会・自治会活動に対する保険。保険の内容については、「町会・自治会活動保険のお知らせ」のとおり。飲酒・スポーツ等一部保険対象とならない場合がある。事故の際には、まず地域振興課へご連絡を。

#### 加入促進用パンフレット・ガイドブック冊子等の作成

加入促進用にパンフレット・ガイドブック冊子・デザインバック・町会エリアマップを作成。転入者向けに各区民事務所にて配布。その他、各町会において新しい住宅に対して個別に加入促進を行う場合にも是非活用していただきたい。

#### 掲示板建替等支援事業

町会・自治会所有掲示板の修繕に対する補助。補助率、補助上限等は資料のとおり。

#### 掲示板掲示委託事業

月に2回のポスター掲示に対する町会・自治会への委託料。

#### 町会・自治会会館の建設等に対する補助事業

町会・自治会会館の建設費等に係る経費の補助。補助率、補助上限等は資料のとおり。

#### 町会・自治会ホームページ作成支援事業

区がホームページの本体を立ち上げて、このページ上で、町会・自治会の団体概要や会費等の情報発信の支援を行うもの。現在は約100団体が登録済み。新規・更新する情報があれば随時受け付けている。いただく情報は紙面で結構である。是非連絡を。また、今後、都市整備公社が行っている「景観まちづくり」ともリンクして、写真なども増やし、魅力的なものにしていきたいと思っている。

#### 自動体外式除細動器（AED）の貸出事業

町会・自治会の行事等で使用を希望する場合に、貸出を行っている。行事の前後1週間程度貸し出すことができる。電話予約可能。

資料の4ページに、これらの支援事業に関するスケジュールを記載している。ご確認いただき、申請漏れ等がないようお願いしたい。

また、公設掲示板の修繕について、今年も修繕希望調査を行うが、修繕の写真の添付を是非お願いしたい。優先順位をつけながら対応していきたいと考えている。

（質問・意見）特になし。

## （2）地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

1ページ目には、23年度の申請実績を記載。今年度は、年度途中から東日本大震災を受けて、「防災」「節電」に関する事業の申請ができるようになったため、申請数が増加した。団体名欄に書かれてある数字は、助成金利用回数を示す。金額欄は助成金額の目安。備考欄には、募集の回数を記入している。

地域の底力再生事業は、これまでモデル事業として実施され、使い勝手がよくない補助金だったが、24年度から本格実施となり、制度の見直しが行われる。現段階での見直しのポイントは2ページ目に記載のとおり（以下のとおり）。

「地域の課題解決のための取組」であれば全ての事業を助成対象とする。

複数年度申請ができるようにする。

「今までに本助成金を受けたことがない団体」および「特定施策（都の重要施策）の推進につながる取組」については、初回の申請の補助率を10/10とし、それ以外は1/2とする。

特定分野については、24年度は10/10の補助となるが、複数年申請をすると補助率は2年目から1/2となる。

補助限度額については、今までと変更なし。募集スケジュールは、資料記載のとおり。

申請をする場合には、地域振興課へまずご連絡を。事業内容を確認し、相談しながら、企画書等を作成していきたくて考えている。

2月末にガイドラインを送付した。このガイドラインに、助成対象経費、Q & A や事業例などが記載されているので、是非ご覧いただきたい。

（質問）23年度実績を見ると、防災訓練などは、我々が毎年行っているものと同じである。このような事業にも補助金が出るのか。

（事務局）東日本大震災の影響で、昨年途中から防災・節電での申請が出来るようになった。皆さんに身近な事業で申請が出来るようになったため、件数が増えた。東京都は、申請があったものについては基本的に補助金を出すという姿勢である。また、地域振興課としても、申請がしやすいように、事業計画書など書類の作成についてはお手伝いをさせていただく。

（質問）23年度実績に書かれてある金額の単位は千円か。

（事務局）万円である。それぞれ補助限度額を記載しており、助成額の目安として考えていただきたい。

（質問）20万円ももらえるのか。使えなかった場合は返金する必要があるのか。

（事務局）事業完了後に精算することになるが、使用した額が20万円に満たない場合は、その使用した額が助成対象となる。

（質問）防災訓練では20万円は使いきれないのではないか。

（事務局）ヘルメットやジャンパーを購入するといった使い方をしている団体が多い。

（質問）謝礼としての支出額はどの程度まで可能か。

（事務局）ガイドラインには明記されていない。

（意見）その辺を明記してもらわないと事業のプランニングが難しい。

（質問）役務費とはどのような経費なのか。

（事務局）郵送料、保険料、運搬費などである。

（質問）工事費とはどのような経費なのか。

（事務局）やぐらの電飾工事などが該当する。

（質問）防災訓練で10万円程度の機具を使用する場合に、助成対象となるか。

（事務局）1つの物品単価が、助成額の3割を超えるものは対象外となる。

- (意見) 助成金額も多く、使いやすそうなので是非利用したい。
- (事務局) ガイドラインの4ページに助成対象経費が記載されている。5ページには助成対象とならない経費が記載されている。企画の際は、ガイドラインを確認してほしい。その上で、既存の事業で、この制度に合うものがあれば、是非ご利用いただきたい。
- (質問) 炊き出し訓練の材料費は助成対象となるか。
- (事務局) 助成対象となる。
- (質問) 1年に何度か防災訓練を行う場合、複数回の訓練に助成金を充てることはできるのか。
- (事務局) 1つのテーマに基づき、1つの事業計画を作成することになるが、そのスケジュールの中に、複数回の訓練を記載すれば可能である。
- (質問) 区から出ている3万円の訓練費補助の他に、防災訓練を行うということでこの助成金の申請をすれば、20万円を助成してもらえということか。
- (事務局) そのとおり。区の3万円補助とは別ものである。
- (質問) マンションやアパートは申請できないのか。
- (事務局) 管理組合の場合は申請ができない。
- (質問) 名称を自治会にすればよいのか。
- (事務局) 申請には、自治会の規約と前年度事業報告書等の提出が必要である。また、区の町会・自治会名簿への登録変更も必要である。
- (事務局) 防災訓練については、町会・自治会主催の防災訓練と避難拠点運営連絡会主催の防災訓練があると思うが、ここでいう防災訓練は町会・自治会主催の防災訓練となる。
- (質問) そうすると、避難拠点運営連絡会で使用している道具や備蓄品は使用してはいけないということか。
- (事務局) そういう訳ではない。
- (質問) ゴーヤの苗の配布と防災訓練などを組み合わせて申請をしてはいけないのか。
- (事務局) そういった制限はないが、1つのテーマで事業計画を作成することになるので、同じ計画の中での事業であれば構わない。また、1団体1年につき、申請は1事業のみである。
- (事務局) 地域の底力再生事業においては、町会・自治会主催の防災訓練として申請することになる。防災訓練のやり方については、各町会・自治会で様々だと思う。防災をテーマにして申請を行う場合には地域振興課へご連絡を。
- (質問) 申請書を出す段階で、事業経費も詳しく考えておく必要はあるか。
- (事務局) 予算書を提出する必要がある。実際には、事業完了後の精算の際に、町会・自治会名で出された領収書を提出することになる。
- (質問) 書類の提出先はどこか。また、内容確認はどこで行うのか。
- (事務局) 東京都である。
- (質問) 従事者用のお弁当は対象外か。
- (事務局) 飲食は対象外。ただし、打合せ時のペットボトル程度は助成対象となる。
- (事務局) 制度の見直しにより、非常に使いやすくなったため、申請数も増えると思われる。24年度の予算は1億円だが、不足した場合にはその時点で終了となる可能性があるため、申請は早めに行った方がよい。



(質問) 申請時期については、年度初めにしておいた方がよいのか。

(事務局) 交付決定前に完了してしまう事業は助成対象外となるため、その事業スケジュールに見合った時期に申請をしていただければよいと思う。

### (3) 協働事業について

資料3に基づき説明。

町会連合会として、区の協働事業提案制度に申請し、申請した事業が平成23年12月28日に採択された。事業内容は、区が災害協定を締結している福島県塙町の住民組織との相互交流である。相互に訪問し合い、合同の防災訓練や意見交換を行うものである。スケジュール等は資料のとおり。事業参加者を各支部から2~3名の選出をお願いしたい。

また、この交流事業は、光が丘地区住民組織連合協議会が、平成23年度に、前橋市の岩神町四丁目自治会と実施している。光連協の事業報告(案)を参考資料として添付した。

福島県塙町の方々と30~50名の規模で交流を行う訳であるが、場所が遠いため、宿泊となる予定。できる限り低額に抑えていきたいが、参加者の自己負担が発生すると思われる。ご協力をいただきたい。

(質問・意見) 特になし。

### (4) 今後の日程について

資料4に基づき説明。各日程を確認。

### (5) その他

(意見) 公設掲示板の修繕について、もう少し早く対応してもらいたい。また、写真を添付することだが、見た目には表れていないが、画鋲が刺さらないなどの痛みもある。例えば、町会が公設掲示板を修繕した場合、町会・自治会に対し補助金を出すなどの対応策を検討してほしい。900本も公設掲示板があり、順次対応というのも大変だろうと思う。

(事務局) 対応が遅くなり誠に申し訳ない。見た目はきれいだが、板面がスカスカになって画鋲が刺さらない状況があるというのは実際よくある。早急な対応が必要な場合には、個別に直接、電話で地域振興課へご連絡をいただければ、できる限り早急に対応したいと思っている。

(意見) 公設掲示板については、設置年度や修繕履歴も把握していると思うので、定期的に点検、修繕を実施してはどうか。

(意見) 掲示板への掲示物や回覧物について区から大量に送られてくる。福祉関係に多いが、いわゆる業者の宣伝のような類のものが含まれている。量が多すぎると本当に知ってもらいたい情報が伝わらなくなる。本当に必要なものだけを送付してほしい。区で事前に回覧物のチェックをすることはできないのか。また、回覧物の送付時期については、以前、月に2回の一定時期(1~15日に回覧するものについては前月25日頃に、16~30日に回覧するものについては当月の10日頃)に送付するとのルールを作ったと思うが、全然守られていない。ルールの徹底を

お願いしたい。

- (事務局) 回覧チラシの送付については、各所管にまかせている。地域振興課には、町会・自治会に送付したものを後でもいいので1部同じものを提出するよう依頼をしている。
- (意見) 事後ではなく事前に内容をチェックし、必要なものだけを送付するようお願いしたい。
- (事務局) 送付する期間を絞って送るように、再度徹底していきたい。

### 3 その他

- (1) 認知症サポーター養成講座および講師(キャラバン・メイト)の紹介について

〔高齢社会対策課認知症対策係〕

認知症サポーター養成講座と講師(キャラバン・メイト)の紹介。

講座と講師派遣の対象、時間、費用は資料のとおり。町会・自治会の会議や催しがあるときに、講師の派遣ができるので、是非ご利用いただきたい。

- (2) 「練馬区食育推進ネットワーク会議」のご紹介と「健康づくり協力店事業」の普及促進に関するお願い〔健康推進課栄養指導担当係〕

配布したパンフレットは、「不足しがちな野菜の摂取量を増やそう」「バランスの取れた食事をする人を増やそう」を目的に作成されている。レシピなど詳細については、パンフレットの中を後ほどご覧いただきたい。

練馬区健康づくり協力店として登録している店舗が区内に200店舗程ある。パンフレット30ページに掲載のマークが付いた店舗が協力店である。この店舗では、栄養成分を表示したり、栄養情報を提供している。是非ご利用を。

また、健康づくり環境整備事業として、保健相談所の職員が町会・自治会の皆様が集まる機会に訪問し、食を通じた健康づくりに関する情報提供やアドバイスをするなどの事業を行っている。お気軽にご利用いただきたい。

- (3) 子ども関連施策および文化芸術、生涯学習、スポーツ振興施策に関する組織の改正について〔経営改革担当課〕

平成24年度に組織改正が行われる。

改正の内容は、子ども関連施策担当部課を教育委員会へ移行すること、文化芸術、生涯学習、スポーツ振興に関する施策を区長部局において一元化すること、の2点である。

組織改正のイメージ図は、資料のとおり。

- (4) 「みどりの協定」締結のご案内〔みどり推進課みどり協働係〕

「みどりの協定」とは、区と町会・自治会が結ぶ、緑を増やすための協定である。この協定に基づき、皆様には「みどりの5か年計画」を作っていただく。そして、この計画に基づいて、区は様々な協力をし、その地域の緑を増やしていく。

平成24年1月現在、17の地域の方々と協定を結んでいる。

協定地区内では、「生垣の20,000円補助(協定地区外では10,000円補助)」など

の特典もあると聞いている。

地域でご検討いただき、緑の増加に取り組みたいとお考えの際は、みどり推進課へご連絡を。担当が詳しい説明に伺う。

(5) 暴力団排除に関する取り組みについて〔光が丘警察署刑事組織犯罪対策課〕

この条例が施行され大きく変わった点は、「暴力団と交際しない」という理念が新たに加わったところである。これは社会全体で暴力団を排除しようということである。皆様にもご協力をお願いしたい。

資料「祭礼等からの暴力団排除に関する実行委員会規約(案)」は、露店商が暴力団であるのかなど、実行委員会が作成する取り決めルールの案である。様式等もついているので参考とし、ご活用いただきたい。

その他不明な点があったら、区内3警察署にご連絡を。

(6) 自転車対策地域協議会の設立に向けて〔練馬区都市整備公社〕

放置自転車や自転車利用者の交通ルール、マナーの欠如に起因する事故などの自転車問題を解決するため、駅ごとに町会・自治会も含めた地域団体に構成する地域協議会を設立していき、区と公社と地域の3者で連携・協力して、生活環境の維持・向上を図っていききたいとの趣旨の話であった。

また、将来、地域協議会に、現在公社が受託している駐輪場への案内・誘導業務をお任せすることや、駐輪場運營業務をお任せするようなことも考えているとのことであった。

この地域協議会は、時間をかけて各駅で設立していききたいとのことであったので、公社から話があったら、ご協力をお願いしたい。

(7) 義援金の御礼と日赤社資のお願いについて〔日本赤十字社〕

日本赤十字社から、義援金についてのお礼があった。また、5月が社資募集運動月間であるため、ご協力をお願いしたいとのことであった。詳細は資料のとおり。

(8) (仮称)練馬区地域コミュニティ活性化プログラムの進捗状況について

〔地域振興課区民協働推進担当係〕

練馬区では、基本構想に基づき、地域コミュニティを活性化させる方策について検討している。昨年3月に検討懇談会を設置し、同11月までに議論を重ね、提言が出されたので、その内容を資料のとおり報告する。本編は後ほどご覧いただきたい。

この提言を受けて、現在は、区の庁内検討会議においてプログラムの内容を具体的に検討している。資料では、「3月にはその内容をまとめ、素案として公表、区民意見反映(パブリックコメント)制度により意見をいただき、5月にプログラムを策定。その後、モデル地域を選定し、10月からモデル地域においてプログラムを実施。」となっているが、現状ではスケジュールが1ヶ月程遅れる予定。

~ その他意見交換 ~

(意見) 自転車対策地域協議会の件だが、これはよいことだと思うが、警察との関係はどうなっているか。

(事務局) 詳細は分からない。ただ、当然ながら交通管理者である警察とも話し合いながら問題解決に当たっていくのではないかとと思われる。詳しくは都市整備公社にお問合せをお願いしたい。

(意見) 駅周辺ではないが、夜間の無灯火運転など、自転車マナー・ルールの徹底を区と警察で徹底してほしい。例えば、月に何度か警察に巡回してもらうなど、対策を講じてもらいたい。

(事務局) 自転車問題に対して、地域で取り組むことを支援するという事なので、そういったことも含めて、都市整備公社にご相談をいただきたい。

(質問) 「ね・り・まの食卓」というパンフレットはどこで配布しているか。

(事務局) 人気があるようで、現在在庫がなく、増刷中のようなのである。配布場所は保健相談所などと聞いている。問い合わせてみてほしい。ホームページには掲載しているようなので、冊子がなければそちらからご覧いただきたい。

**閉会**

以上

## 平成 23 年度 第 2 回 第 14 支部会 議事録

**日 時** 平成 24 年 2 月 24 日 (金曜日) 14 時 00 分から 16 時 00 分

**場 所** 上石神井区民地域集会所 和室

**出席者** 中嶋 浩二 (石神井会会長・第 14 副支部長)

常澄 四郎 (区営上石神井一丁目第二アパート自治会会長)

尾崎 藤雄 (上石神井町会会長・町会連合会副会長)

敬称略

関口 次男 (地域振興課地域活動団体支援係長)

篠崎 悠祐 (地域振興課地域活動団体支援係)

計 5 名

**1 開会挨拶** 中嶋浩二 支部長

### **2 議題**

(1) 町会・自治会の支援策について

資料 1 に基づき説明。

現在、区議会にて予算の審議中であるため未確定だが、支援事業の内容・金額については、昨年度と同様。以下、支援事業について簡単に説明する。

自治活動推進補助事業

町会・自治会活動に対する財政的な補助。7 月 1 日を基準日とする町会・自治会名簿記載の世帯数に基づき、基礎割と世帯割の合算額を支給する。

町会・自治会活動保険事業

町会・自治会活動に対する保険。保険の内容については、「町会・自治会活動保険のお知らせ」のとおり。飲酒・スポーツ等一部保険対象とならない場合がある。事故の際には、まず地域振興課へご連絡を。

加入促進用パンフレット・ガイドブック冊子等の作成

加入促進用にパンフレット・ガイドブック冊子・デザインバック・町会エリアマップを作成。転入者向けに各区民事務所にて配布。その他、各町会において新しい住宅に対して個別に加入促進を行う場合にも是非活用していただきたい。

掲示板建替等支援事業

町会・自治会所有掲示板の修繕に対する補助。補助率、補助上限等は資料のとおり。

掲示板掲示委託事業

月に 2 回のポスター掲示に対する町会・自治会への委託料。

町会・自治会会館の建設等に対する補助事業

町会・自治会会館の建設費等に係る経費の補助。補助率、補助上限等は資料のとおり。

町会・自治会ホームページ作成支援事業

区がホームページの本体を立ち上げて、このページ上で、町会・自治会の団体概要や会費等の情報発信の支援を行うもの。現在は約 100 団体が登録済み。新規・更新する情報があれば随時受け付けている。いただく情報は紙面で結構である。是非連絡を。

## 自動体外式除細動器（AED）の貸出事業

町会・自治会の行事等で使用を希望する場合に、貸出を行っている。行事の前後1週間程度貸し出すことができる。電話予約可能。

資料の4ページに、これらの支援事業に関するスケジュールを記載している。ご確認いただき、申請漏れ等がないようお願いしたい。

公設掲示板の修繕については、対応が遅くなり申し訳ない。修繕希望調査を行う場合に、修繕の写真の添付を是非お願いしたい。優先順位をつけながら対応していきたいと考えている。

また、ホームページに関して、上石神井町会と石神井会については、独自にホームページを立ち上げているので区のホームページへの掲載は必要ないかもしれないが、基本情報などの掲載をお願いしたい。リンクをはることもできる。区においても、都市整備公社の景観資源登録制度などとも連携しながら、町会・自治会ホームページを魅力的なものにしていきたいと考えている。

（質問）保険について、この保険以外にも個々の事業で保険に加入しているが、これらの兼ね合いはどうか。

（事務局）事故があった場合には、どちらかの保険を適用することになる。二重取りはできない。

（質問）保険の名簿について、どの範囲までを掲載しなければならないのか。また、事前の活動報告が必要か。

（事務局）保険を適用する事業に参加している方々の名簿になる。また、町会・自治会活動保険の活動報告については、実務的に、遡って提出していただいているような状況である。その他の保険については、事前提出が必須の場合がある。これは保険の種類による。

（質問）町会・自治会所有の掲示板の修繕で40,000円かかった場合は、20,000円が補助額となるのか。

（事務局）その通り。工事経費の2分の1で、修繕の場合、上限額は20,000円である。

（質問）会館建設等補助について、賃貸物件に対しては適用されないのか。

（事務局）適用されない。

（意見）今後の課題として、町会事務所としての賃貸物件に対する補助も検討してほしい。

（意見）自治活動推進補助事業について、世帯割金額120円を増額してもらえないか。例えば、町会・自治会の規模によって世帯割額を変え、世帯数の少ない場合には、世帯割額を増額させる等の検討をお願いしたい。

（事務局）23年度に増額させたばかりであるため、すぐの対応は難しいと思われる。意見として受け止めたい。

## （2）地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

1ページ目には、23年度の申請実績を記載。今年度は、年度途中から東日本大震災を受けて、「防災」「節電」に関する事業の申請ができるようになったため、申請数が増加した。

地域の底力再生事業は、これまでモデル事業として実施されてきたが、24年度から本格実施となり、制度の見直しが行われる。現段階での見直しのポイントは2ページ目に記載のとおり（以下のとおり）。

「地域の課題解決のための取組」であれば全ての事業を助成対象とする。

複数年度申請ができるようにする。

「今までに本助成金を受けたことがない団体」および「特定施策（都の重要施策）の推進につながる取組」については、初回の申請の補助率を10/10とし、それ以外は1/2とする。

特定分野については、同一分野で複数年申請をすると補助率は2年目から1/2となるが、他の分野での初回の申請であれば、制度利用2回目以降であっても10/10の補助となる。

補助限度額については、今までと変更なし。募集スケジュールは、資料記載のとおり。只今審議中であるが、予算規模は、今年度と同様1億円と聞いている。

事務局向けの説明会がこれから開催される予定。また、都からガイドラインを入手でき次第、各町会・自治会へ配布する。事業を行う場合には、是非、早めにご相談いただきたい。

- （意見）申請後の補助金支払いスケジュールを示してほしい。事業費の立て替えが必要であるし、町会の決算書の作成にも影響がある。
- （意見）書類作成が難しいので、手軽に利用できない。できる限り簡素化してほしい。都庁等へ何度も足を運ぶのも大変である。
- （事務局）書類の作成についてはできる限りお手伝いをさせていただく。一度制度を利用していただくと、次回以降は楽になると思う。また、「概算払い」という制度があるので、これを利用すれば立て替える金額を抑えることができる。  
また、日ごろから行っている事業に、講演会や勉強会などの新しい要素を加えると書類は書きやすい。
- （質問）大泉北泉町会の事業はどのような内容だったか。
- （事務局）「元気です」と書かれたタオルを、毎月1回、外から見える位置にタオルを出し、地域の方が安否確認するという内容で、災害時を想定した訓練である。事業を考える場合には、是非、個別にご相談を。

### （3）協働事業について

資料3に基づき説明。

町会連合会として、区の協働事業提案制度に申請し、申請した事業が平成23年12月28日に採択された。事業内容は、区が災害協定を締結している福島県塙町の住民組織との相互交流である。相互に訪問し合い、合同の防災訓練や意見交換を行うものである。スケジュール等は資料のとおり。事業参加者を各支部から2～3名の選出をお願いしたい。

この交流事業は、光が丘地区住民組織連合協議会が、平成23年度に、前橋市の岩神町四丁目自治会と実施している。光連協の事業報告（案）を参考資料として添付した。

これを町会連合会として、発展的に継承していくことになる。

福島県塙町の方々と30～50名の規模で交流を行う訳であるが、場所が遠いため、宿泊となる予定。塙町には区の指定保養施設である「ゆうゆうランド塙」があり、補助金等も活用しながら、できる限り低額に抑えていきたいが、参加者の自己負担が発生すると思われる。ご協力をいただきたい。

(質問・意見)特になし。

(4) 今後の日程について

資料4に基づき説明。各自、確認をお願いしたい。

(5) その他

(質問・意見)特になし。

### 3 その他

(1) 認知症サポーター養成講座および講師(キャラバン・メイト)の紹介について

〔高齢社会対策課認知症対策係〕

認知症サポーター養成講座と講師(キャラバン・メイト)の紹介。

講座と講師派遣の対象、時間、費用は資料のとおり。町会・自治会の会議や催しがあるときに、講師の派遣ができるので、是非ご利用いただきたい。

(2) 「練馬区食育推進ネットワーク会議」のご紹介と「健康づくり協力店事業」の普及促進に関するお願い〔健康推進課栄養指導担当係〕

配布したパンフレットは、「不足しがちな野菜の摂取量を増やそう」「バランスの取れた食事をする人を増やそう」を目的に作成されている。詳細については、パンフレットの中を後ほどご覧いただきたい。

練馬区健康づくり協力店として登録している店舗が区内に200店舗程ある。パンフレット30ページに掲載のマークが付いた店舗が協力店である。協力店では、栄養情報の提供や栄養成分の表示などを行っている。是非ご利用を。

また、健康づくり環境整備事業として、保健相談所の職員が町会・自治会の皆様が集まる機会に訪問し、食を通じた健康づくりに関する情報提供やアドバイスをするなどの事業を行っている。お気軽にご利用いただきたい。

(3) 子ども関連施策および文化芸術、生涯学習、スポーツ振興施策に関する組織の改正について〔経営改革担当課〕

平成24年度に組織改正が行われる。

改正の内容は、子ども関連施策担当部課を教育委員会へ移行すること、文化芸術、生涯学習、スポーツ振興に関する施策を区長部局において一元化すること、の2点である。

組織改正のイメージ図は、資料のとおり。



(4) 「みどりの協定」締結のご案内〔みどり推進課みどり協働係〕

「みどりの協定」とは、区と町会・自治会が結ぶ、緑を増やすための協定である。この協定に基づき、皆様には「みどりの5か年計画」を作っていただく。そして、この計画に基づいて、区は様々な協力をし、その地域の緑を増やしていく。

平成24年1月現在、17の地域の方々と協定を結んでいる。

協定地区内では、「生け垣の20,000円補助(協定地区外では10,000円補助)」などの特典もあると聞いている。

地域でご検討いただき、緑の増加に取り組みたいとお考えの際は、みどり推進課へご連絡を。担当が詳しい説明に伺う。

(5) 暴力団排除に関する取り組みについて〔光が丘警察署刑事組織犯罪対策課〕

この条例が施行され大きく変わった点は、「暴力団と交際しない」という理念が新たに加わったところである。これは警察だけではなく、社会全体で暴力団を排除しようという姿勢の表れ。

資料「祭礼等からの暴力団排除に関する実行委員会規約(案)」は、露店商が暴力団であるのかなど、実行委員会が作成する取り決めルールの案である。様式等もついているので参考としてほしい。詳しい内容や町会・自治会の活動上で気になる点に関しては、練馬区内3警察署に問い合わせしてほしい。

(6) 自転車対策地域協議会の設立に向けて〔練馬区都市整備公社〕

放置自転車や自転車利用者の交通ルール、マナーの欠如に起因する事故などの自転車問題を解決するため、駅ごとに町会・自治会も含めた地域団体に構成する地域協議会を設立していき、区と公社と地域の3者で連携・協力して、生活環境の維持・向上を図っていききたいとの趣旨の話であった。

また、将来、地域協議会に、現在公社が受託している駐輪場への案内・誘導業務をお任せすることや、駐輪場運營業務をお任せするようなことも考えているとのことであった。

この地域協議会は、時間をかけて各駅で設立していききたいとのことであったので、公社から話があったら、ご協力をお願いしたい。

(7) 義援金の御礼と日赤社資のお願いについて〔日本赤十字社〕

日本赤十字社から、義援金についてのお礼があった。また、5月が社資募集運動月間であるため、ご協力をお願いしたいとのことであった。詳細は資料のとおり。

(8) (仮称)練馬区地域コミュニティ活性化プログラムの進捗状況について

〔地域振興課区民協働推進担当係〕

練馬区では、基本構想に基づき、地域コミュニティを活性化させる方策について検討している。昨年3月に検討懇談会を設置し、同11月までに議論を重ね、提言が出されたので、その内容を資料のとおり報告する。本編は後ほどご覧いただきたい。

この提言を受けて、現在は、区の庁内検討会議においてプログラムの内容を具体的に検討している。3月にはその内容をまとめ、素案として公表する。また、区民意見反映(パブリックコメント)制度により意見をいただき、5月にプログラムを策定。その後、

モデル地域を選定し、10月からモデル地域においてプログラムを実施していきたいと考えている。ご協力をお願いしたい。

(意見) 個人情報保護の説明会が、東京都では行われているが、練馬区では行っていないのか。区全体でも構わないし、支部会でも構わないので、区で実施していただくと参加がしやすい。

(意見) 高齢化し、地域内で空き家が目立つ。高齢者の見守りという視点以外に、防災・防犯上、空き家かどうかということを確認しておく必要がある。これまでにない新たな問題として考えていかなければならない。

**閉 会**

以上

## 平成 23 年度 第 2 回 第 15 支部会 議事録

**日 時** 平成 24 年 2 月 21 日 (火曜日) 9 時 30 分から 11 時 30 分

**場 所** 東大泉中央地域集会所 集会室 1・2

**出席者** 見米 元秀 (東大泉和泉町会会長・第 15 副支部長)

加藤 博 (東大泉二丁目町会会長)

机 晃宏 (東大泉 2 丁目アパート自治会会長)

岩下 幸男 (都営東大泉団地自治会会長)

加藤征二郎 (東大泉仲町町会会長)

渡部 兼公 (東大泉宮本南町会副会長)

阿部泰太郎 (東大泉宮本南町会副会長)

関野 道男 (東大泉宮本南町会監査・理事)

永井 明 (みつはし自治会会長)

石原 直 (大泉住宅共栄会会長)

小林 厚平 (みやの町会会長)

川井 淳子 (長月町会会長)

宮本 久子 (東泉町会会長)

平野繁太郎 (練馬区町会連合会会計)

敬称略

関口 次男 (地域振興課地域活動団体支援係長)

篠崎 悠祐 (地域振興課地域活動団体支援係)

計 16 名

**1 開会挨拶** 平野繁太郎 町会連合会会計

見米 元秀 副支部長

**2 議題**

(1) 町会・自治会の支援策について

資料 1 に基づき説明。

現在、区議会にて予算の審議中であるため未確定だが、支援事業の内容・金額については、昨年度と同様。以下、支援事業について簡単に説明する。

自治活動推進補助事業

町会・自治会活動に対する財政的な補助。7 月 1 日を基準日とする町会・自治会名簿記載の世帯数に基づき、基礎割と世帯割の合算額を支給する。

町会・自治会活動保険事業

町会・自治会活動に対する保険。保険の内容については、「町会・自治会活動保険のお知らせ」のとおり。飲酒・スポーツ等一部保険対象とならない場合がある。事故の際には、まず地域振興課へご連絡を。

加入促進用パンフレット・ガイドブック冊子等の作成

加入促進用にパンフレット・ガイドブック冊子・デザインバック・町会エリアマップ

を作成。転入者向けに各区民事務所にて配布。その他、各町会において新しい住宅に対して個別に加入促進を行う場合にも是非活用していただきたい。

#### 掲示板建替等支援事業

町会・自治会所有掲示板の修繕に対する補助。補助率、補助上限等は資料のとおり。

#### 掲示板掲示委託事業

月に2回のポスター掲示に対する町会・自治会への委託料。

#### 町会・自治会会館の建設等に対する補助事業

町会・自治会会館の建設費等に係る経費の補助。補助率、補助上限等は資料のとおり。

#### 町会・自治会ホームページ作成支援事業

区がホームページの本体を立ち上げて、このページ上で、町会・自治会の団体概要や会費等の情報発信の支援を行うもの。現在は約100団体が登録済み。新規・更新する情報があれば随時受け付けている。いただく情報は紙面で結構である。是非連絡を。

#### 自動体外式除細動器（AED）の貸出事業

町会・自治会の行事等で使用を希望する場合に、貸出を行っている。行事の前後1週間程度貸し出すことができる。電話予約可能。

資料の4ページに、これらの支援事業に関するスケジュールを記載している。ご確認いただき、申請漏れ等がないようお願いしたい。

また、公設掲示板の修繕については、対応が遅くなり申し訳ない。修繕希望調査を行う場合に、修繕の写真の添付を是非お願いしたい。優先順位をつけながら対応していきたいと考えている。

（質問）掲示板の写真についてだが、表面上はきれいだが画鋏が刺さらない等、写真では表現できない痛みもある。その場合、写真の添付は必要か。

（事務局）場所の特定などにも役立つので、できる限り写真を添付していただきたい。

## （2）地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

1ページ目には、23年度の申請実績を記載。今年度は、年度途中から東日本大震災を受けて、「防災」「節電」に関する事業の申請ができるようになったため、申請数が増加した。備考欄には、募集の回数を記入している。

地域の底力再生事業は、これまでモデル事業として実施されてきたが、24年度から本格実施となり、制度の見直しが行われる。現段階での見直しのポイントは2ページ目に記載のとおり（以下のとおり）

「地域の課題解決のための取組」であれば全ての事業を助成対象とする。

複数年度申請ができるようにする。

「今までに本助成金を受けたことがない団体」および「特定施策（都の重要施策）の推進につながる取組」については、初回の申請の補助率を10/10とし、それ以外は1/2とする。

特定分野については、同一分野で複数年申請をすると補助率は2年目から1/2となるが、他の分野での初回の申請であれば、制度利用2回目以降であっても10/10の補助となる。

補助限度額については、今までと変更なし。募集スケジュールは、資料記載のとおり。

事務局向けの説明会が2月29日に開催される予定。また、都からガイドラインを入手でき次第、各町会・自治会へ配布する。

是非、個別にご相談いただきたい。

- (質問)「防災訓練」や「お祭り」でこの制度が利用できるとは知らなかった。周知されていたのか。
- (事務局)「防災」「節電」関連については、今年度途中から申請ができるようになり、都からその連絡を受けて、各町会・自治会に対して郵便により周知を行った。また、前回の支部会でもお知らせしたところである。今後、この地域の底力再生事業で「防災」関連事業を行う場合には、町会・自治会が中心となって行っていただく必要がある。また、連合組織での申請は、規約のある、防災に限られていない組織でなければならない。すなわち、あくまでも町会・自治会の連合組織でなければならない(いくつかの町会・自治会で構成する避難拠点運営連絡会などは認められない)。
- (意見)資料の一覧にあるような事業で、この助成金が利用できるとは全く知らなかった。しっかり周知してほしい。
- (意見)前回の支部会で、「地域の底力再生事業」の話聞き、町会内で話し合い、地域振興課に相談をした上で申請を行うことにした。当町会の場合は、町会単独ではなく、消防団や防災課等の関連組織との協働で実施することになった。
- (意見)この地域の底力再生事業については、町会単独での申請のみであると思っていた。消防署や他の組織と連携できるとは知らなかった。要望になるが、連携をする場合には、連合組織として申請ができるようにしてもらいたい。
- (意見)申請が通るかどうかは東京都の判断となるが、地域振興課に相談して、指導を受け、ようやく企画書ができあがる。まず個別に相談してみることが重要である。申請してみて分かったことは、「補助金は事業完了後にもらえるため、一時的に立て替えが必要である」、「補助金収入は会計年度をまたぐことになる」、「飲食代は経費に含められない」などの制約がある。
- (意見)このような一覧での資料は3年前くらいから出されている。通知も出してもらっている。当町会では、「ゴーヤの苗」や「ラジオ体操」など、何度も助成金をいただいているが、まず区に相談することが重要である。精算の際には、領収書の書き方などに関する説明会にも参加したり、手続きは大変であるが、町会費からは支出しなくてもいいので、その点は利点である。一度は利用してみしてほしい。
- (意見)他の組織と連携して事業を行えることや継続して申請ができるようになったことについては、とても参考になった。
- (質問)ラジオ体操で助成金をもらったということだが、20万円を使い切れたのか。
- (回答)使い切れない。事後精算なので、使った分を請求することになる。
- (事務局)申請については個別に相談を。お手伝いをさせていただきます。

(3) 協働事業について

資料3に基づき説明。

町会連合会として、区の協働事業提案制度に申請し、申請した事業が平成23年12月28日に採択された。事業内容は、区が災害協定を締結している福島県塙町の住民組織との相互交流である。相互に訪問し合い、合同の防災訓練や意見交換を行うものである。スケジュール等は資料のとおり。事業参加者を各支部から2～3名の選出をお願いしたい。

また、この交流事業は、光が丘地区住民組織連合協議会が、平成23年度に、前橋市の岩神町四丁目自治会と実施している。光連協の事業報告(案)を参考資料として添付した。

福島県塙町の方々と30～50名の規模で交流を行う訳であるが、場所が遠いため、宿泊となる予定。できる限り低額に抑えていきたいが、参加者の自己負担が発生すると思われる。ご協力をいただきたい。

(質問・意見) 特になし。

(4) 今後の日程について

資料4に基づき説明。各自、確認をお願いしたい。

3月27日の立川防災館等施設見学会の参加枠にまだ余裕がある。参加希望の場合は、電話でも構わないので連絡をいただきたい。1町会あたり3名まで。

(5) 懇談等

(質問) 協働事業について、交流先の塙町には温泉はあるのか。災害時には温泉があると被災者にとってはありがたい施設である。

(事務局) 区の保養施設があり、温泉であると聞いている。

### 3 その他

(1) 認知症サポーター養成講座および講師(キャラバン・メイト)の紹介について

〔高齢社会対策課認知症対策係〕

認知症サポーター養成講座と講師(キャラバン・メイト)の紹介。

講座と講師派遣の対象、時間、費用は資料のとおり。町会・自治会の会議や催しがあるときに、講師の派遣ができるので、是非ご利用いただきたい。

(2) 「練馬区食育推進ネットワーク会議」のご紹介と「健康づくり協力店事業」の普及促進に関するお願い〔健康推進課栄養指導担当係〕

配布したパンフレットは、「不足しがちな野菜の摂取量を増やそう」「バランスの取れた食事をする人を増やそう」を目的に作成されている。詳細については、パンフレットの中を後ほどご覧いただきたい。

練馬区健康づくり協力店として登録している店舗が区内に200店舗程ある。パンフレット30ページに掲載のマークが付いた店舗が協力店である。昨年12月には、豆腐屋とのコラボレーションによりレシピを作った。区内の豆腐屋にもレシピを置いているので、是非ご利用を。

また、健康づくり環境整備事業として、保健相談所の職員が町会・自治会の皆様が集まる機会に訪問し、食を通じた健康づくりに関する情報提供やアドバイスをするなどの事業を行っている。お気軽にご利用いただきたい。

(3) 子ども関連施策および文化芸術、生涯学習、スポーツ振興施策に関する組織の改正について〔経営改革担当課〕

平成24年度に組織改正が行われる。

改正の内容は、子ども関連施策担当部課を教育委員会へ移行すること、文化芸術、生涯学習、スポーツ振興に関する施策を区長部局において一元化すること、の2点である。

組織改正のイメージ図は、資料のとおり。

(4) 「みどりの協定」締結のご案内〔みどり推進課みどり協働係〕

「みどりの協定」とは、区と町会・自治会が結ぶ、緑を増やすための協定である。この協定に基づき、皆様には「みどりの5か年計画」を作っていただく。そして、この計画に基づいて、区は様々な協力をし、その地域の緑を増やしていく。

平成24年1月現在、17の地域の方々と協定を結んでいる。

協定地区内では、「生垣や屋上緑化の20,000円補助(協定地区外では10,000円補助)」などを行っている。

地域でご検討いただき、緑の増加に取り組みたいとお考えの際は、みどり推進課へご連絡を。担当が詳しい説明に伺う。

(5) 暴力団排除に関する取り組みについて〔光が丘警察署刑事組織犯罪対策課〕

この条例が施行され大きく変わった点は、「暴力団と交際しない」という理念が新たに加わったところである。これは社会全体で暴力団を排除しようということである。皆様にもご協力をお願いしたい。

資料「祭礼等からの暴力団排除に関する実行委員会規約(案)」は、露店商が暴力団であるのかなど、実行委員会が作成する取り決めルールの案である。様式等もついているので参考としてほしい。詳しい内容や町会・自治会の活動上で気になる点に関しては、暴追区民センター(0120-893-240)または練馬区内3警察署に問い合わせしてほしい。

(6) 自転車対策地域協議会の設立に向けて〔練馬区都市整備公社〕

放置自転車や自転車利用者の交通ルール、マナーの欠如に起因する事故などの自転車問題を解決するため、駅ごとに町会・自治会も含めた地域団体が構成する地域協議会を設立していき、区と公社と地域の3者で連携・協力して、生活環境の維持・向上を図っていきたいとの趣旨の話であった。

また、将来、地域協議会に、現在公社が受託している駐輪場への案内・誘導業務をお任せすることや、駐輪場運營業務をお任せするようなことも考えているとのことであった。ご協力をお願いしたい。

(7) 義援金の御礼と日赤社資のお願いについて〔日本赤十字社〕

日本赤十字社から、義援金についてのお礼があった。また、5月が社資募集運動月間であるため、ご協力をお願いしたいとのことであった。詳細は資料のとおり。

( 8 )( 仮称 ) 練馬区地域コミュニティ活性化プログラムの進捗状況について

〔 地域振興課区民協働推進担当係 〕

練馬区では、基本構想に基づき、地域コミュニティを活性化させる方策について検討している。昨年 3 月に検討懇談会を設置し、同 11 月までに議論を重ね、提言が出されたので、その内容を資料のとおり報告する。本編は後ほどご覧いただきたい。

この提言を受けて、現在は、区の庁内検討会議においてプログラムの内容を具体的に検討している。3 月にはその内容をまとめ、素案として公表する。また、区民意見反映 ( パブリックコメント ) 制度により意見をいただき、5 月にプログラムを策定。その後、モデル地域を選定し、10 月からモデル地域においてプログラムを実施していきたいと考えている。ご協力をお願いしたい。

( 質問 ) 「ね・り・まの食卓」パンフレットはどこで配布しているのか。

( 事務局 ) 残部数が少ないと聞いているが、図書館、JA あおば直売所、保健相談所、ふるさと文化館、健康推進課、都市農業課に置いてあると聞いている。

( 意見 ) 可能であれば、皆さんが出席できるように会議の曜日や時間帯を設定してもらいたい。

閉 会

以上



## 平成 23 年度 第 2 回 第 16 支部会 議事録

**日 時** 平成 24 年 3 月 2 日 (金曜日) 15 時 00 分から 16 時 30 分

**場 所** 南大泉地域集会所 集会室 1・2

**出席者** 大湊 正男 (南大泉六丁目町会会長・支部長)  
小林 利生 (泉台町会会長・副支部長)  
加藤 政春 (西大泉連合町会会長・町会連合会副会長)  
平野繁太郎 (南大泉連合町会会長・町会連合会会計)  
相田 稔朗 (南大泉二丁目町会会長・町会連合会監査)  
山下 重吉 (大泉一新町会会長)  
栢本 雄功 (諏訪の台町会会長)  
井口 繁雄 (南大泉一丁目町会会長)  
鈴木 正次 (南大泉三丁目町会会長)  
近藤礼次郎 (南大泉 4 丁目第 1 町会会長)  
平野 文男 (南大泉四丁目第 2 町会会長代理)  
本橋 登 (南大泉四丁目第 4 町会会長)  
谷田部 宏 (和泉会会長)  
市倉 浩 (南泉町会会長代理)

松井 友亨 (大泉西地域支援推進員担当事務局長)

敬称略

篠崎 悠祐 (地域振興課地域活動団体支援係)

伊藤 陽子 (地域振興課地域活動団体支援係)

計 17 名

**1 開会挨拶** 大湊 正男 支部長  
加藤 政春 町会連合会副会長  
事務局自己紹介

### **2 議題**

(1) 町会・自治会の支援策について

資料 1 に基づき説明。

支援事業の内容・金額については、昨年度と同様。以下、支援事業について簡単に説明する。

自治活動推進補助事業

町会・自治会活動に対する財政的な補助。7 月 1 日を基準日とする町会・自治会名簿記載の世帯数に基づき、基礎割と世帯割の合算額を支給する。

町会・自治会活動保険事業

町会・自治会活動に対する保険。保険の内容については、「町会・自治会活動保険のお知らせ」のとおり。飲酒・スポーツ等一部保険対象とならない場合がある。事故の際には、まず地域振興課へご連絡を。

加入促進用パンフレット・ガイドブック冊子等の作成

加入促進用にパンフレット・ガイドブック冊子・デザインバック・町会エリアマップ

を作成。転入者向けに各区民事務所にて配布。その他、各町会において新しい住宅に対して個別に加入促進を行う場合にも是非活用していただきたい。

#### 掲示板建替等支援事業

町会・自治会所有掲示板の修繕に対する補助。補助率、補助上限等は資料のとおり。

#### 掲示板掲示委託事業

月に2回のポスター掲示に対する町会・自治会への委託料。

#### 町会・自治会会館の建設等に対する補助事業

町会・自治会会館の建設費等に係る経費の補助。補助率、補助上限等は資料のとおり。

#### 町会・自治会ホームページ作成支援事業

区がホームページの本体を立ち上げて、このページ上で、町会・自治会の団体概要や会費等の情報発信の支援を行うもの。現在は約100団体が登録済み。新規・更新する情報があれば随時受け付けている。いただく情報は紙面で結構である。是非連絡を。また、今後、都市整備公社が行っている「景観まちづくり」ともリンクして、写真なども増やし、魅力的なものにしていきたいと思っている。

#### 自動体外式除細動器（AED）の貸出事業

町会・自治会の行事等で使用を希望する場合に、貸出を行っている。行事の前後1週間程度貸し出すことができる。電話予約可能。

資料の4ページに、これらの支援事業に関するスケジュールを記載している。ご確認いただき、申請漏れ等がないようお願いしたい。

また、公設掲示板の修繕について、今年も修繕希望調査を行うが、修繕の写真の添付を是非お願いしたい。優先順位をつけながら対応していきたいと考えている。

（質問）町会独自にホームページを作成しているが、それ以外に行うことがあるか。

（事務局）区が立ち上げているホームページにリンクを貼っていきたい。

## （2）地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

1ページ目には、23年度の申請実績を記載。今年度は、年度途中から東日本大震災を受けて、「防災」「節電」に関する事業の申請ができるようになったため、申請数が増加した。備考欄には、募集の回数を記入している。

地域の底力再生事業は、これまでモデル事業として実施されてきたが、24年度から本格実施となり、制度の見直しが行われる。現段階での見直しのポイントは2ページ目に記載のとおり（以下のとおり）。

「地域の課題解決のための取組」であれば全ての事業を助成対象とする。

複数年度申請ができるようにする。

「今までに本助成金を受けたことがない団体」および「特定施策（都の重要施策）の推進につながる取組」については、初回の申請の補助率を10/10とし、それ以外は1/2とする。

特定分野については、同一分野で複数年申請をすると補助率は2年目から1/2となる。補助限度額については、今までと変更なし。募集スケジュールは、資料記載のとおり。送付したガイドラインに、助成対象経費、Q & Aや事業例などが記載されているので、ご覧いただきたい。また、24年度の予算は1億円だが、不足した場合にはその時点で終了となる可能性があるため、申請は早めに行った方がよいと思われる。

- (質問)今年も節電対策としてゴーヤの苗を配布したいと思っているが、補助率は1/2ではなくて、10/10となるのか。
- (事務局)「節電」は、特定分野の事業となるので、過去の利用の有無にかかわらず10/10の助成となる。
- (質問)ゴーヤの苗を育てるためのネットなども助成対象となるのか。
- (事務局)事業実施に必要な物品も対象となる。
- (意見)昨年は、ネットや土も購入したが、すべて助成対象となった。昨年の申請では、国際交流ということで、外国人の方々も巻き込み、ゴーヤの苗を育て、夏には試食会を行った。非常に楽しい事業となった。
- (質問)事業規模は20万円まででなければならないのか。
- (事務局)事業規模に制限はないが、助成額に制限がある。助成額は単一町会では20万円が上限である。それ以上経費がかかる場合には、町会・自治会自己資金となる。
- (質問)特定分野に「高齢者の見守り活動」とあるが、民生児童委員が当然関わることになる。地域の担当委員がどのような方なのか、また、一緒になって個人情報共有することができるのか、その点でうまく連携が取れている地域があれば教えてほしい。
- (事務局)連携および個人情報の部分については、民生児童委員の所管課に問合せをお願いしたい。助成金の活用については、民生児童委員との協働により実施する事業も当然対象となる。その場合は、町会・自治会が申請主体となる。
- (質問)事業規模が50万円の場合、助成額はどうなるか。
- (事務局)初回も2回目も20万円となる。50万円の1/2は25万円だが、上限が20万円なので、助成金額は20万円である。
- (質問)敬老感謝の集いを47年間行っているが、予算が少なく、内容を縮小せざるを得ない状況になってきている。このような事業にも助成してもらえるのか。
- (事務局)助成対象となる事業は、「地域の課題解決のための取り組み」全てであるため、それが地域の課題解決となるのであれば助成対象となる可能性はある。事業内容や企画書の作成などについては、個別にご相談にのっていきたい。
- (意見)事業スケジュールについて、第1回の〆切が3月14日までというのは、町会・自治会の事業計画や予算の総会が終わっていない時期であり、非常に厳しい。少なくとも4月や5月から募集というように変更できないか。
- (事務局)機会を捉えて、東京都へ伝えていく。

### (3) 協働事業について

資料3に基づき説明。

町会連合会として、区の協働事業提案制度に申請し、申請した事業が平成23年12月28日に採択された。事業内容は、区が災害協定を締結している福島県塙町の住民組

織との相互交流である。相互に訪問し合い、合同の防災訓練や意見交換を行うものである。スケジュール等は資料のとおり。事業参加者を各支部から2～3名の選出をお願いしたい。

また、この交流事業は、光が丘地区住民組織連合協議会が、平成23年度に、前橋市の岩神町四丁目自治会と実施している。光連協の事業報告(案)を参考資料として添付した。

福島県塙町の方々と30～50名の規模で交流を行う訳であるが、場所が遠いため、宿泊となる予定。できる限り低額に抑えていきたいが、参加者の自己負担が発生すると思われる。ご協力をいただきたい。

(質問)群馬県下仁田市と協定を結んだ理由はなにか。

(事務局)事務局では把握していない。危機管理室にお問合せいただきたい。

(意見)災害時物資等支援協定なので、「水」ではないか。たしか区長がそのように言っていたように思う。

(4)今後の日程について

資料4に基づき説明。各自、確認をお願いしたい。

(質問)立川防災館等施設見学会には、これからの申し込みでも参加できるか。

(事務局)確認して個別にご連絡する。

(5)その他

(意見)みどりバスの南大泉ルートについて、西武バスに委託運営をしているが、乗客数が非常に少ない。また、バスの発着地点が西武車庫であり、駅ではないため、乗客数が伸びないと思う。もう少し乗客数が増えるようルートを工夫した方がよいのではないか。

(意見)以前、同じような意見を区へ伝えたことがある。ルート検討の際には、武蔵関駅への乗り入れも検討したが、交通管理者からの許可が下りなかったと聞いている。そこで、区としては現ルートでバスを通行させて、今後のステップアップを目指していくとの意向があるようである。保谷駅前と武蔵関駅前をつなげることが南大泉の方々の意向であることは、区も理解しているので、今後、運行状況を見ながら、再度働きかけていくと聞いている。

(事務局)すぐにルート変更という訳にはいかないと思われるが、交通企画課が所管であるため、要望事項として伝えていく。

### 3 その他

(1)認知症サポーター養成講座および講師(キャラバン・メイト)の紹介について

〔高齢社会対策課認知症対策係〕

認知症サポーター養成講座と講師(キャラバン・メイト)の紹介。

講座と講師派遣の対象、時間、費用は資料のとおり。町会・自治会の会議や催しがあるときに、講師の派遣ができるので、是非ご利用いただきたい。

(2) 「練馬区食育推進ネットワーク会議」のご紹介と「健康づくり協力店事業」の普及促進に関するお願い〔健康推進課栄養指導担当係〕

配布したパンフレットは、「不足しがちな野菜の摂取量を増やそう」「バランスの取れた食事をする人を増やそう」を目的に作成されている。詳細については、パンフレットの中を後ほどご覧いただきたい。

練馬区健康づくり協力店として登録している店舗が区内に 200 店舗程ある。パンフレット 30 ページに掲載のマークが付いた店舗が協力店である。この店舗では、栄養成分を表示したり、栄養情報を提供したり、レシピなどを区とのコラボレーションで作成し、レシピを店舗に置いたりしているので、是非ご利用を。

また、健康づくり環境整備事業として、保健相談所の職員が町会・自治会の皆様が集まる機会に訪問し、食を通じた健康づくりに関する情報提供やアドバイスをするなどの事業を行っている。お気軽にご利用いただきたい。

(3) 子ども関連施策および文化芸術、生涯学習、スポーツ振興施策に関する組織の改正について〔経営改革担当課〕

平成 24 年度に組織改正が行われる。

改正の内容は、子ども関連施策担当部課を教育委員会へ移行すること、文化芸術、生涯学習、スポーツ振興に関する施策を区長部局において一元化すること、の 2 点である。

組織改正のイメージ図は、資料のとおり。

(4) 「みどりの協定」締結のご案内〔みどり推進課みどり協働係〕

「みどりの協定」とは、区と町会・自治会が結ぶ、緑を増やすための協定である。この協定に基づき、皆様には「みどりの 5 か年計画」を作っていただく。そして、この計画に基づいて、区は様々な協力をし、その地域の緑を増やしていく。

平成 24 年 1 月現在、17 の地域の方々と協定を結んでいる。

協定地区内では、「生垣の 20,000 円補助（協定地区外では 10,000 円補助）」などの特典もあると聞いている。

地域でご検討いただき、緑の増加に取り組みたいとお考えの際は、みどり推進課へご連絡を。担当が詳しい説明に伺う。

(5) 暴力団排除に関する取り組みについて〔光が丘警察署刑事組織犯罪対策課〕

この条例が施行され大きく変わった点は、「暴力団と交際しない」という理念が新たに加わったところである。これは社会全体で暴力団を排除しようということである。皆様にもご協力をお願いしたい。

資料「祭礼等からの暴力団排除に関する実行委員会規約（案）」は、露店商が暴力団であるのかなど、実行委員会が作成する取り決めルール案である。様式等もついているので参考としてほしい。

(6) 自転車対策地域協議会の設立に向けて〔練馬区都市整備公社〕

放置自転車や自転車利用者の交通ルール、マナーの欠如に起因する事故などの自転車問題を解決するため、駅ごとに町会・自治会も含めた地域団体が構成する地域協議会を

設立していき、区と公社と地域の3者で連携・協力して、生活環境の維持・向上を図っていきたいとの趣旨の話であった。

また、将来、地域協議会に、現在公社が受託している駐輪場への案内・誘導業務をお任せすることや、駐輪場運營業務をお任せするようなことも考えているとのことであった。

この地域協議会は、時間をかけて各駅で設立していきたいとのことであったので、公社から話があったら、ご協力をお願いしたい。

(7) 義援金の御礼と日赤社資のお願いについて〔日本赤十字社〕

日本赤十字社から、義援金についてのお礼があった。また、5月が社資募集運動月間であるため、ご協力をお願いしたいとのことであった。詳細は資料のとおり。

(8) (仮称) 練馬区地域コミュニティ活性化プログラムの進捗状況について

〔地域振興課区民協働推進担当係〕

練馬区では、基本構想に基づき、地域コミュニティを活性化させる方策について検討している。昨年3月に検討懇談会を設置し、同11月までに議論を重ね、提言が出されたので、その内容を資料のとおり報告する。本編は後ほどご覧いただきたい。

この提言を受けて、現在は、区の庁内検討会議においてプログラムの内容を具体的に検討している。資料では、「3月にはその内容をまとめ、素案として公表、区民意見反映(パブリックコメント)制度により意見をいただき、5月にプログラムを策定。その後、モデル地域を選定し、10月からモデル地域においてプログラムを実施。」となっているが、現状ではスケジュールが1ヶ月程遅れる予定。

**閉会挨拶**

平野繁太郎 町会連合会会計

以上

## 平成 23 年度 第 2 回 第 17 支部会 議事録

**日 時** 平成 24 年 3 月 16 日 (金曜日) 14 時 00 分から 15 時 30 分

**場 所** 大泉北地域集会所 集会室 1・2

**出席者** 加藤 信昭 (大泉学園町仲町会会長・支部長)  
國分 昭夫 (大泉町二丁目町会会長・副支部長)  
三戸 英一 (大泉町三丁目町会会長)  
柏崎 強 (大泉町四丁目町会会長)  
反田康二郎 (大泉北泉町会会長)  
勅使川原純一 (練馬区北園町会会長)  
加藤 勝 (大泉学園南町会会長)  
佐川 信市 (大泉学園南町会副会長)  
加藤 哲夫 (大泉学園町親交会会長)  
小美濃武芳 (大泉学園中央会会計)  
星野 哲雄 (大泉学園町長久保町会会長)  
西村 貴 (大泉学園町長栄会会長)  
小川 善昭 (大泉学園町東町会会長)  
井出千代子 (大泉学園東自治会副会長)  
太田 洋次 (大泉学園東自治会副会長)  
柴田 武司 (大泉学園西町会会長)  
笹沼 渡 (好友会会長)  
田中 静枝 (緑泉町会会長)

敬称略

関口 次男 (地域振興課地域活動団体支援係長)

篠崎 悠祐 (地域振興課地域活動団体支援係)

計 20 名

**1 開会挨拶** 加藤 信昭 支部長  
出席者自己紹介  
事務局自己紹介

### **2 議題**

(1) 町会・自治会の支援策について

資料 1 に基づき説明。

支援事業の内容・金額については、昨年度と同様。以下、支援事業について簡単に説明する。

自治活動推進補助事業

町会・自治会活動に対する財政的な補助。7 月 1 日を基準日とする町会・自治会名簿記載の世帯数に基づき、基礎割と世帯割の合算額を支給する。

#### 町会・自治会活動保険事業

町会・自治会活動に対する保険。保険の内容については、「町会・自治会活動保険のお知らせ」のとおり。飲酒・スポーツ等一部保険対象とならない場合がある。事故の際には、まず地域振興課へご連絡を。

#### 加入促進用パンフレット・ガイドブック冊子等の作成

加入促進用にパンフレット・ガイドブック冊子・デザインバック・町会エリアマップを作成。転入者向けに各区民事務所にて配布。その他、各町会において新しい住宅に対して個別に加入促進を行う場合にも是非活用していただきたい。

#### 掲示板建替等支援事業

町会・自治会所有掲示板の修繕に対する補助。補助率、補助上限等は資料のとおり。

#### 掲示板掲示委託事業

月に2回のポスター掲示に対する町会・自治会への委託料。

#### 町会・自治会会館の建設等に対する補助事業

町会・自治会会館の建設費等に係る経費の補助。補助率、補助上限等は資料のとおり。

#### 町会・自治会ホームページ作成支援事業

区がホームページの本体を立ち上げて、このページ上で、町会・自治会の団体概要や会費等の情報発信の支援を行うもの。現在は約100団体が登録済み。新規・更新する情報があれば随時受け付けている。いただく情報は紙面で結構である。是非連絡を。また、今後、都市整備公社が行っている「景観まちづくり」ともリンクして、写真なども増やし、魅力的なものにしていきたいと思っている。

#### 自動体外式除細動器（AED）の貸出事業

町会・自治会の行事等で使用を希望する場合に、貸出を行っている。行事の前後1週間程度貸し出すことができる。電話予約可能。

資料の4ページに、これらの支援事業に関するスケジュールを記載している。ご確認いただき、申請漏れ等がないようお願いしたい。

また、公設掲示板の修繕について、今年も修繕希望調査を行うが、修繕の写真の添付を是非お願いしたい。優先順位をつけながら対応していきたいと考えている。写真には現れない痛みもあると思うので、その場合には、調査票にその旨を記載していただきたい。

（意見）掲示板の板面が風雨に弱いように感じる。板の下（掲示板の下溝）に雨水が溜まって、板面が腐ってしまうケースが多い。研究して、風雨に強い板を導入してもらえるように検討をお願いしたい。

（事務局）板面については、画鋸が刺しやすいものは耐久性に劣り、耐久性のあるものは画鋸が刺しにくいという二律背反的な側面がある。業者も研究しているがなかなか両方を満たすような良い製品が出て来ない状況である。板面は合板のベニヤを使用しており、腐りやすいという現象は区内全域で確認している。業者には、新しい良い製品（耐久性があり、画鋸が刺しやすいもの）が出来たら情報提供をお願いしている。区としては、製品が出来た場合には、試験的にでも導入していきたい。



たいと考えているが、しばらくは現状のままとせざるを得ない。

(質問) スケジュールにある「町会・自治会名簿調査」とは、役員名簿のことか。

(事務局) これは例年区に提出していただいている町会・自治会調査票のことである。

(意見) 掲示板については、外枠に板面を差し込んでいる部分をコーティングすると腐りにくい。

## (2) 地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

1 ページ目には、23 年度の申請実績を記載。今年度は、年度途中から東日本大震災を受けて、「防災」「節電」に関する事業の申請ができるようになったため、申請数が増加した。団体名欄に書かれてある数字は、助成金利用回数を示す。金額欄は助成金額の目安。備考欄には、募集の回数を記入している。

地域の底力再生事業は、これまでモデル事業として実施されてきたが、24 年度から本格実施となり、制度の見直しが行われる。現段階での見直しのポイントは2 ページ目に記載のとおり(以下のとおり)。

「地域の課題解決のための取組」であれば全ての事業を助成対象とする。

複数年度申請ができるようにする。

「今までに本助成金を受けたことがない団体」および「特定施策(都の重要施策)の推進につながる取組」については、初回の申請の補助率を 10/10 とし、それ以外は 1/2 とする。

特定分野については、24 年度は 10/10 の補助となるが、複数年申請をすると補助率は2年目から 1/2 となる。

補助限度額については、今までと変更なし。募集スケジュールは、資料記載のとおり。

申請をする場合には、地域振興課へまずご連絡を。事業内容を確認し、相談しながら、企画書等を作成していきたいと考えている。また、24 年度の前算は1億円だが、不足した場合にはその時点で終了となる可能性があるため、申請は早めに行った方がよいと思われる。

(意見) 経験談として、少しお話をさせていただく。平成 23 年度にこの助成金を使って防災に関する事業を行った。事業名等が公表されるため、テレビ局や他区市役所の方からの取材申込が多かった。うれしい反面、非常に多忙であった。

(事務局) 東京都でも助成事業についてはプレス発表などを行っているため、他団体や他の役所から問合せが来ることもある。

(事務局) この助成金の申請については、地域振興課で相談に応じていく。遠慮なくご連絡をいただきたい。

## (3) 協働事業について

資料3に基づき説明。

町会連合会として、区の協働事業提案制度に申請し、申請した事業が平成 23 年 12 月 28 日に採択された。事業内容は、区が災害協定を締結している福島県塙町の住民組織との相互交流である。相互に訪問し合い、合同の防災訓練や意見交換を行うものである。スケジュール等は資料のとおり。事業参加者を各支部から 2 ～ 3 名の選出をお願いしたい。

また、この交流事業は、光が丘地区住民組織連合協議会が、平成 23 年度に、前橋市の岩神町四丁目自治会と実施している。光連協の事業報告（案）を参考資料として添付した。

（質問）東日本大震災の影響による塙町の被害状況はどうなっているか。ガレキがあるような状況か。

（事務局）資料にあるとおり、硬い地盤が功を奏し、大きな被害は出ていないと聞いている。ガレキが散見されるような状況とは聞いていない。それよりは、主要産業である農業について、風評被害が続いている様である。これを受けて、区で行うイベント等で農作物を出展するなどの支援を行っている。

（４）今後の日程について

資料４に基づき説明。各日程を確認。

（質問）３月 27 日の施設見学会の案内が来ていないが、どういった状況か。

（事務局）３月の施設見学会は、12 月に希望者多数で参加を見送った方々を対象に実施するものである。よって、改めて追加の案内は送付していない。

（５）その他

（質問・意見）特になし。

### 3 その他

（１）認知症サポーター養成講座および講師（キャラバン・メイト）の紹介について

〔高齢社会対策課認知症対策係〕

認知症サポーター養成講座と講師（キャラバン・メイト）の紹介。

講座と講師派遣の対象、時間、費用は資料のとおり。町会・自治会の会議や催しがあるときに、講師の派遣ができるので、是非ご利用いただきたい。

（２）「練馬区食育推進ネットワーク会議」のご紹介と「健康づくり協力店事業」の普及促進に関するお願い〔健康推進課栄養指導担当係〕

配布したパンフレットは、「不足しがちな野菜の摂取量を増やそう」「バランスの取れた食事をする人を増やそう」を目的に作成されている。レシピなど詳細については、パンフレットの中を後ほどご覧いただきたい。

練馬区健康づくり協力店として登録している店舗が区内に 200 店舗程ある。パンフレット 30 ページに掲載のマークが付いた店舗が協力店である。この店舗では、栄養成分を表示したり、栄養情報を提供している。是非ご利用を。

また、健康づくり環境整備事業として、保健相談所の職員が町会・自治会の皆様が集まる機会に訪問し、食を通じた健康づくりに関する情報提供やアドバイスをするなどの事業を行っている。お気軽にご利用いただきたい。

( 3 ) 子ども関連施策および文化芸術、生涯学習、スポーツ振興施策に関する組織の改正について〔経営改革担当課〕

平成 24 年度に組織改正が行われる。

改正の内容は、子ども関連施策担当部課を教育委員会へ移行すること、文化芸術、生涯学習、スポーツ振興に関する施策を区長部局において一元化すること、の 2 点である。

組織改正のイメージ図は、資料のとおり。

( 4 ) 「みどりの協定」締結のご案内〔みどり推進課みどり協働係〕

「みどりの協定」とは、区と町会・自治会が結ぶ、緑を増やすための協定である。この協定に基づき、皆様には「みどりの 5 か年計画」を作っていただく。そして、この計画に基づいて、区は様々な協力をし、その地域の緑を増やしていく。

平成 24 年 1 月現在、17 の地域の方々と協定を結んでいる。

協定地区内では、「生垣の 20,000 円補助（協定地区外では 10,000 円補助）」などの特典もあると聞いている。

地域でご検討いただき、緑の増加に取り組みたいとお考えの際は、みどり推進課へご連絡を。担当が詳しい説明に伺う。

( 5 ) 暴力団排除に関する取り組みについて〔光が丘警察署刑事組織犯罪対策課〕

この条例が施行され大きく変わった点は、「暴力団と交際しない」という理念が新たに加わったところである。これは社会全体で暴力団を排除しようということである。皆様にもご協力をお願いしたい。

資料「祭礼等からの暴力団排除に関する実行委員会規約（案）」は、露店商が暴力団であるのかなど、実行委員会が作成する取り決めルールの案である。様式等もついているので参考としてほしい。

その他不明な点があったら、暴追区民センター（0120-893-240）または区内 3 警察署にご連絡を。

( 6 ) 自転車対策地域協議会の設立に向けて〔練馬区都市整備公社〕

放置自転車や自転車利用者の交通ルール、マナーの欠如に起因する事故などの自転車問題を解決するため、駅ごとに町会・自治会も含めた地域団体に構成する地域協議会を設立していき、区と公社と地域の 3 者で連携・協力して、生活環境の維持・向上を図っ

ていきたいとの趣旨の話であった。

また、将来、地域協議会に、現在公社が受託している駐輪場への案内・誘導業務をお任せすることや、駐輪場運營業務をお任せするようなことも考えているとのことであった。

この地域協議会は、時間をかけて各駅で設立していきたいとのことであったので、公社から話があったら、ご協力をお願いしたい。

(7) 義援金の御礼と日赤社資のお願いについて〔日本赤十字社〕

日本赤十字社から、義援金についてのお礼があった。また、5月が社資募集運動月間であるため、ご協力をお願いしたいとのことであった。詳細は資料のとおり。

(8) (仮称)練馬区地域コミュニティ活性化プログラムの進捗状況について

〔地域振興課区民協働推進担当係〕

練馬区では、基本構想に基づき、地域コミュニティを活性化させる方策について検討している。昨年3月に検討懇談会を設置し、同11月までに議論を重ね、提言が出されたので、その内容を資料のとおり報告する。本編は後ほどご覧いただきたい。

この提言を受けて、現在は、区の庁内検討会議においてプログラムの内容を具体的に検討している。資料では、「3月にはその内容をまとめ、素案として公表、区民意見反映(パブリックコメント)制度により意見をいただき、5月にプログラムを策定。その後、モデル地域を選定し、10月からモデル地域においてプログラムを実施。」となっているが、現状ではスケジュールが1ヶ月程遅れる予定。

(質問) みどりの協定について、地区内における特典についてもう一度説明をお願いしたい。

(事務局) 協定に関係なく、生け垣1mにつき1万円の助成事業を区が行っているが、協定地区内については、この助成額が2万円になるという特典があると聞いている。区が行う支援についての詳細は、みどり推進課へ問合せをお願いしたい。

(質問) 先日、まちなみ協定を結んだところだが、これとの関連はどうなっているか。

(事務局) 所管が異なり、まちなみ協定は都市計画課で、みどりの協定はみどり推進課である。

(意見) 今、大泉学園駅北口再開発、白子川の拡幅工事、放射7号線沿線の整備が進められている。それらに伴って、まちづくりも進められている。まちづくりについては、整備に伴って全体としてプラスとなる部分もあるが、地権者を含めて町会にとってマイナスとなる部分もある。こういった状況の中で、町会・自治会に何の話も無く進めてしまっては、地域に即したまちづくりはできない。それを必ず行ってほしい。この地域コミュニティについても町会等地元住民の意見も吸い上げながら進めてほしい。

(事務局) この地域コミュニティについては、まちづくりのようなハード面ではなく、地域の人と人との繋がりを強化するようなソフト面の施策である。まちづくりの施策でも、地域の代表ということで町会・自治会には声がけをしていると思われるが、改めて意見として各所管へ伝えていく。

- (意見) ハードとソフトを別々に行うのではなく、両者は密接に関係するものなので一緒に施策を進めて、一層良いものにしてほしい。大泉学園駅北側の歩きにくい道路交通の状況は、これが出来ていなかったために起きた一例であると思う。
- (意見) 検討懇談会の委員として参加していたが、町会・自治会と NPO などの団体との考え方の差、町会・自治会に期待することと実際に町会・自治会ができることの差を非常に強く感じた。全ての団体や全ての方の意見を踏まえては進まない事もあると思う。まとめていくには、誰かが強いリーダーシップを取っていく必要がある。
- (意見) 地域の中で、施策を行う場合には必ず声をかけてほしい。町会・自治会を巻き込んで進めてほしい。
- (事務局) この提言には、具体的に何をするかということは書かれていない。具体的なプログラムは、区が現在検討中である。いずれにせよ、地域コミュニティを考えるに当たっては、町会・自治会は欠かせない存在であると考えている。実際に、プログラムを実施していく場合には、地域の状況を踏まえつつ、地域の方々と一緒になって考えていきたいと思っている。また、いただいたご意見は、とりまとめて区の各所管に伝えていく。

**閉会挨拶**

國分 昭夫 副支部長

以上